# 国土交通省 インフラ長寿命化計画(行動計画) 工程表

1.	点検・診断/修繕・史新等・・・・・・・・1
2.	基準類の整備・・・・・・・・・・・11
3.	情報基盤の整備と活用・・・・・・・・15
4.	個別施設計画の策定・推進・・・・・・・20
5.	新技術の開発・導入・・・・・・・・・23
6.	予算管理・・・・・・・・・・・・・26
7.	体制の構築・・・・・・・・・・・・29
8.	法令等の整備・・・・・・・・・・・・35

ı	. 点标	後・	診	迷	Ī/	/作	多	繕	•	見	巨新	斩	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 1
	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭横道河砂海下港空鉄自航公住官観断路川院岸水湾港道動路康宅庁浿的	一方並く登巻首か名引き三川・・・道・・・車標・・施施タ・・・・・・・・道語・・設設										•	•	•	•		•									.123445677888900
2	) 其	隼類	iの	整	至信	士田																				
	· ①②③④⑤⑤⑦⑧⑨⑩④ 一道河砂海下港空鉄自航公 三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、					_		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1

3.	情報	基.	盤	$\sigma_{c}$	)整	至何	莆	ك	涅	5F	Ħ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		• -	15
	道河砂海下港空鉄自航公住官観断路川防岸水湾港道動路園宅庁測的	・・道・・・車漂・・施施・・・道・・・・道識・・設設																								15 15 16 16 17 17 18 18 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19
4.	個另	]施	記	計	- 運	ΘC	か	策	远	T	• ‡	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	,	• 2	20

5.	新技	術の	)厚	野	Ť	•	導	入		•	•	•	•	•	•	•	•	•	,	•	•	•	•	, 2	23
	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑴⑵③⑭黄道河砂海下港空鉄自航公住官観断路川防岸水湾港道動路園宅庁測的	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						•	•	•	•	•	•	•			•		•	•	•	•		•	23 23 23 24 24 24 25 25 25 25
6.	予算	管理	∄ •		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	,	•	•	•	•	, 2	26
	1 道路 2 河川 3 砂防 4 海岸 5 下水道	・ダム		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	

•	. 体制	引の	構	築	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	. 2	29
	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭横道河砂海下港空鉄自航公住官観断路川防岸水湾港道動路園宅庁測的	・・・道・・・車標・・施施ダ・・・・・・・道識・・設設		•					•	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •					• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•	•			29 30 31 32 33 33 33 34 34 34 34
	· ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩法 道河砂海下港空鉄自航路川防岸水湾港道動路	・・・道・・・車ダ・・・道・・・道	·	•	備。			•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				•	35 35 35 35 35 36 36 36

# 1. 点検·診断/修繕·更新等(1/10)

~平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	中成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	
ン基本計画ロードマップ	(20177)	(2010-174)	(2010-1)\(\frac{1}{2}\)				(2020-1-1-27	_
[点検・診断]		 	 	 	 			
点検未実施の全対象施設に関し点	i検・診断を実施				要領等	に基づく定期的な	点検・診断を実施	>
[修繕•更新]					 			l
点検・診断結果を踏まえた緊急的な	よ修繕・更新への対応			個兒	別施設毎の長寿命	化計画に基づく修繕	善・更新の実施	$\rangle$
[維持管理等の担い手と	の協力関係構築(民間企	業)]		 	 			L
入札契約制度の改善			効果の	検証、運用の改善	・事業特性に応	じた入札契約方式の	の選択を支援 等	>
・積算基準の見直し ・調査・設計・施工の各段階の連携に ・単価・数量精算方式の活用 ・発注者支援のための新たな仕組み	こよる発注の活用				 			
① 道 路				 	i    -  -  -  -			-
[道路施設]								
所管者としての取組				 				
〇相談窓口の機能の充実				] 	! !	1		
地公体を対象に、各地方整備局等の近	≦路部等を窓口とした技術的支援を持 ┃ ┃	<del>進</del> ·	ı	ı	ı	1 ,		
○基準・マニュアル等の整備・	是供	1 	 	1 1 1	 	 		Į
	「VI. 2. 基準類の整備」の基準類	質のうち、地公体等に適用されるもの	かについて必要な周知と助言を実施					\ /
	「VI. 2. 基準類の整備」の基準数		で技術的助言として周知					\ /
	► 各道路管理者が以下を実施する際、 ・極梁等や施設の重要度や健全		布					
	・必要な修繕ができない場合、迫							/
	地公体に対し、必要に応じて的確力	な措置を講じるよう勧告・指示を検討	<del>.</del> त्रं					\
○研修・講習の充実		 		 	 			
	地公体等の職員を対象とした橋梁点	<u>'</u> 点検等に関する研修の充実	!		!			\
	「道路構造物管理実務者研修」につ	ついて、国・都道府県・市区町村等の	D職員を対象に毎年開催					\ /
○交付金等による支援								
地公体の実施する「個別施設計画(株	L 喬梁長寿命化修繕計画等)の策定の <i>f</i>	: ための点検や計画的な修繕のための;	: 点検等」、「個別施設計画の策定」.	: 、「修繕・更新」	: について、防災・:	<u></u> 安全交付金等によ「	 り支援	>
	点検を適正に実施している地公体	こ対し、健全度や重要度に応じた交付	寸金の重点配分、複数年にわたり集!	中的に実施する大	規模修繕・更新を	支援する制度を検討	<b>———</b> 討	>
〇担い手確保に向けた入札契	約判度笙の目店!	 	 	I I I	 			, 
橋梁の修繕に関する歩掛を		<u>!</u> 適正な価格等の設定のために積算基準	<u>!</u> 集を見直し					>
3工種新設		 	 	 	I I I	1 1		<i>-</i>
<ul><li>管理者としての取組</li><li>○点検・診断/修繕・更新等</li></ul>				 	 			
橋梁、トンネルの点検・診断について	【 C、「Ⅵ. 2. 基準類の整備」の基準	<u>;</u> 隼類を適用して、定期点検を実施(	i 5 年に一度)(大型の構造物は順次:	<u>;</u> 実施)	<u>.</u>			\
修繕・更新について、個別施設計画	(橋梁長寿命化修繕計画等)に基づ	<u>-</u> く取組を継続	ı	I	I			$\langle$
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □			 	 	1			/ 
職員を対象に、橋梁点検等の研修・記	L 構習について、国土交通大学校や各f	<u>!</u> 地方整備局等の技術事務所等で、毎 <sup>:</sup>	: 年開催		!			>
		-   	 	I I I	I I	l I		/ 
		1 1 1 1	 	 	 			
					! ! !			
					! !			l
					! !			
		1		I I I	1			1

# 1. 点検·診断/修繕·更新等(2/10)

・ 平成29年度								
○基本計画ロードマップ 「成体 参析」	~平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	¦ 平成28年度 ¦ (2016年度)		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
店舗を参照    店舗をお販りを対象を取出。		(2011-17)2/					(2010   1,92)	(2020 179)
□ (本株・更新)  □ (本株・世帯)  □ (本株・世帯								
「藤藤・夏新				!		!	! [に基づく定期的な	<u>!</u> 点検・診断を実施
高級・世界技会的表示、技術の主義・世界への対応  (維持管理等の担い手との協力関係構築(民間企業)]  (本表示的地面の監督  (本表示的地面の監督  (本表示的地面の監督  (本表示的と思いました。  (本表示的と思いました。  (本表示的と思いました。  (本表示的と思いました。  (本表示をとの元別  (本表示との元別  (本表示との表現  (本表記  (本表示に表現  (本表記  (本表記		快・診断を美施			 	l	 	
直接性等態度等の担い手との協力関係構築(民間企業)	[修禮-史制]			!	! 個兒	!   施設毎の長寿命	! 化計画に基づく修繕	<u>!</u>
及業の容疑、説用の改善				!	l l		 	
一番型 生の子の (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)	[維持管理等の担い手と	の協力関係構築(民間企 	:業)]			C		
②河川・ダム [河川管理施設] 所管生化での原理 ○相談窓口の機能の充実  総合を対象に、を北方韓国等の河川部等を窓口とした技術的支援を概  ② 選挙・マニュアル等の整備・提供 「「「、2 基準数の検責」の基準はついて、明治院を、参与に情報機関  中小河川に選した設立、企成対策国等の河川部等とのに、明治院を、参与に情報機関  「「、2 基準数の検責」の基準はついて、明治院を、参与に情報機関  「「、2 基準数の検責」の基準はついて、明治院を、参与に情報機関  「「、2 基準数の検責」の基準はついて、明治院を、参与に情報機関  「「、2 基準数の検責」の基準はついて、明治院を、参与に情報機関  「「、2 基準数の検責」の表達はついて、明治院を、参加が経過時の可以を明されて、国文  「「、2 基準数の検責」の表現を記されて、国文  「「、2 基準数の表現」の表現を記されて、国文  「「、2 基準数の表現」の表現を記述できる体験を整理  「「、2 基準数の表現」の表現において、国文  「「、2 基準数の表現」の表現において、国、総差制度、市區町村等の配置を対象に毎年類種  「「、2 基準数の表現」  「、3 表別表現場中の同川部等において、関連に対する報道を製造(毎年前水が期の適切な特別に実施)  「、3 表別表現場中の同川部等において、関連は経験を変更と、  「、3 表別表現場中の同川部等において、  「「、4 基別を表現。  「 「、4 基別表現る日本の同川部等において、  「、4 国別議会対象に、	入札契約制度の改善				せん できます できます はいます はいま できます かいま できまる はいま できまる はい	・事業特性に応	じた入札契約方式( -	の選択を支援等
万川管理施設	<b>▮▮ ・</b> 単価 · 数量精算万式の活用					 	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1
下海本としての改組				1	1	I 	 	 
○ 相談窓口の機能の充実  地公体を対象に、各地方整備局等の同川等等を図口とした技術的支援を建態  同川管理経験者の活用に関する役割の付与等、窓口の機能を発表  「「「「「「「」」、			 		 	 	 	 
○ 超等に、各地方登儀局等の河川部等を窓口とした技術的支援を締結  河川管理秘密者の活用に関する役割の付与等、窓口の機能を充来  ○ 基準・マニュアル等の整備・提供  「Ⅵ、2、基本原の整備」及基準類でついて、引き続き、参考に情報提供  中小河川に適した調査・基続技術、樹木の管理技術等について、地公体に技術供与  一								
地公体を対象に、各地方整備局等の河川部等を巡口とした技術的支援を継続     河川管理経験者の活用に関する役割の付与等、窓口の機能を表実     「以 2. 基準施の整備」の基準類について、引き続き、参考に構制提供     中小河川に進した調査・直接技術、樹木の管理技術等について、地公体に技術供与     「研修・講習の充実     却公体等の超過を対象に、各地方整備局等の河川部等において、国文     名の超過向けの研修に参加できる体制を授備     「河川管理実務者研修」について、国、都道所很、市区町村等の超過を対象に毎年開催     ○交付金等による支援     地公体が実施する指定区間内の一級河川又は二級河川における「福別施設計画の策定・変更」について、防災・安全交付金等により支援     地公体が実施する「個別施設計画に基づき実施する特定機造物改築業業」について、防災・安全交付金等により支援     整理者としての取組     ○ 点検・診断/修繕・更新等     左統・診断にいて、「び、2 基準期の登備」の基準期に基づき取組を継続(毎年出水預前の適切な時期に実施)     参緒・更新によるづく取組を継続     ○ 研修・講習の充実     国商者対象に、各地方物権局等の河川部等において、研修・講習の充実     国商者対象に、各地方物権局等の河川部等において、研修・講習の充実     国商者対象に、各地方物権局等の河川部等において、研修・議習の充実     国商者対象に、各地方物権局等の河川部等において、研修・議習の充実     国商者対象に、各地方物権局等の河川部等において、研修・議習の充実     国商者対象に、各地方物権局等の河川部等において、研修・議習の充実     国商者対象に、各地方常権局等の河川部等において、研修・議習の充実     国商者対象に、各地方常権局等の河川部等において、研修・議習の充実     国商者対象に、各地方常権局等の河川部等において、研修・議習の充実     国商者対象に、各地方常権局等の河川部等において、研修・議習の充実     国商者対象に、各地方常権局等の河川部等において、会社部を維持を制定する対象を開始を開始を開始しませない。     日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日	所管者としての取組					 	! ! !	 
河川管理経験者の活用に関する役割の付与等、窓口の機能を充実								
○基準・マニュアル等の整備・提供     「VI. 2. 基準類の整備」の基準類について、引き続き、参考に情報提供     中小河川に恵した調査・点検技術、樹木の管理技術等について、地公体に技術供与     ○研修・講習の充実	地公体を対象に、各地方整備局等の河	可川部等を窓口とした技術的支援を終 ■	<b>迷続</b> 		X 1	ı	ı	1
「VI. 2、基準疑の整備」の基準類について、引き挟き、参考に情報提供 中小河川に適した調査・点検技術、樹木の管理技術等について、地公体に技術供与  〇研修・講習の充実  世公体等の配員を対象に、各地方整備局等の河川部等において、国文 名の服員向けの研修に参加できる体制を整備  「河川管理実務者研修」について、国、都道府県、市区町村等の職員を対象に毎年開催  ②交付金等による支援  地公体が実施する指定区間内の一級河川又は二級河川における「創別施設計画の策定・変更」について、防災・安全交付金等により支援  地公体が実施する指定区間内の一級河川又は二級河川における「創別施設計画の策定・変更」について、防災・安全交付金等により支援  を選査としての取組  ②点検・診断について、「VI. 2、基準類の整備」の基準類に基づき取組を継続(毎年出水期前の適切な時期に実施)  極緒・更新について、「VI. 2、基準類の整備」の基準類に基づき取組を継続(毎年出水期前の適切な時期に実施)  極緒・更新について、個別施設計画に基づく取組を継続  〇研修・講習の充実  服員を対象に、各地方整備局等の河川部等において、初終制度を登備  [ダム]  所管者としての取組		河川管理経験者の活用に関する役割	削の付与等、窓口の機能を充実			 		 
中小河川に適した調査・点検技術、樹木の管理技術等について、地公体に技術供与  ・	○基準・マニュアル等の整備・	<del></del>	 	1		 	 	 
○研修・講習の充実  地公体等の配員を対象に、各地方整備局等の河川部等において、国交 者の競員向けの研修に参加できる体制を整備  「河川管理実務者研修」について、国、都道府県、市区町村等の職員を対象に毎年開催  ○交付金等による支援  地公体が実施する指定区間内の一般河川又は二級河川における「個別施設計画の策定・変更」について、防災・安全交付金等により支援  地公体が実施する「個別施設計画に基づき実施する特定構造物改築事業」について、防災・安全交付金等により支援  管理者としての取組  ○点検・診断」を繙・更新等  点検・診断について、「Ⅵ、2、基準規の登備」の基準類に基づき取組を継続(毎年出水期前の適切な時期に実施)  依様・更新について、個別施設計画に基づく取組を継続  ○研修・講習の充実  配員を対象に、各地方整備局等の河川部等において、研修制度等を整備  「ダム」  所管者としての取組  「ダム」  所管者としての取組	「Ⅵ. 2. 基準類の整備」の基準類(	こついて、引き続き、参考に情報提供		•	•			
○研修・講習の充実  地公体等の配員を対象に、各地方整備局等の河川部等において、国交 者の競員向けの研修に参加できる体制を整備  「河川管理実務者研修」について、国、都道府県、市区町村等の職員を対象に毎年開催  ○交付金等による支援  地公体が実施する指定区間内の一般河川又は二級河川における「個別施設計画の策定・変更」について、防災・安全交付金等により支援  地公体が実施する「個別施設計画に基づき実施する特定構造物改築事業」について、防災・安全交付金等により支援  管理者としての取組  ○点検・診断」を繙・更新等  点検・診断について、「Ⅵ、2、基準規の登備」の基準類に基づき取組を継続(毎年出水期前の適切な時期に実施)  依様・更新について、個別施設計画に基づく取組を継続  ○研修・講習の充実  配員を対象に、各地方整備局等の河川部等において、研修制度等を整備  「ダム」  所管者としての取組  「ダム」  所管者としての取組		中小河川に適した調本・占詮は街		・				
地公体等の職員を対象に、各地方整備局等の河川部等において、国文 名の職員向けの研修に参加できる体制を整備 「河川管理実務者研修」について、国、都道府県、市区町村等の職員を対象に毎年開催 「交付金等による支援 地公体が実施する指定区間内の一級河川又は二級河川における「個別施設計画の策定・変更」について、防災・安全交付金等により支援 地公体が実施する「個別施設計画に基づき実施する特定構造物改築事業」について、防災・安全交付金等により支援 管理者としての取組 〇 点検・診断について、「VI. 2. 基準期の整備」の基準類に基づき取組を継続(毎年出水期前の適切な時期に実施) 修繕・更新について、「VI. 2. 基準期の整備」の基準類に基づき取組を継続 「研修・講習の充実 職員を対象に、各地方整備局等の河川部等において、研修制度等を整備 「ダム」 所管者としての取組	○四枚 =#羽の大中	十八州川に越した副直、高快汉州、	個小の自在技術寺に 20・C、地名	件に収削以予	1	1	I	1 1
古・中川性   日本・中川性   日本・中川社		┃	== 51.	į				
○交付金等による支援  地公体が実施する指定区間内の一級河川又は二級河川における「個別施設計画の策定・変更」について、防災・安全交付金等により支援  地公体が実施する「個別施設計画に基づき実施する特定構造物改築事業」について、防災・安全交付金等により支援  管理者としての取組  ○点検・診断/修繕・更新等  点検・診断/について、「VI. 2. 基準類の整備」の基準類に基づき取組を継続(毎年出水期前の適切な時期に実施)  修繕・更新について、個別施設計画に基づく取組を継続  ○研修・講習の充実  職員を対象に、各地方整備局等の河川部等において、 研修制度等を整備  [ダム]  所管者としての取組			毎年開催 	1	ı	I	ı	I
地公体が実施する指定区間内の一級河川又は二級河川における「個別施設計画の策定・変更」について、防災・安全交付金等により支援 地公体が実施する「個別施設計画に基づき実施する特定構造物改築事業」について、防災・安全交付金等により支援 管理者としての取組  〇 点検・診断/修繕・更新等 点検・診断について、「VI. 2. 基準類の整備」の基準類に基づき取組を継続(毎年出水期前の適切な時期に実施) 修繕・更新について、個別施設計画に基づく取組を継続  〇 研修・講習の充実 職員を対象に、各地方整備局等の河川部等において、研修制度等を整備  「ダム」 所管者としての取組		「河川管理実務者研修」について、	国、都道府県、市区町村等の職員	を対象に毎年開催				
地公体が実施する「個別施設計画に基づき実施する特定構造物改築事業」について、防災・安全交付金等により支援  管理者としての取組  〇 点検・診断/修繕・更新等  点検・診断について、「VI. 2. 基準類の整備」の基準類に基づき取組を継続(毎年出水期前の適切な時期に実施)  修繕・更新について、個別施設計画に基づく取組を継続  〇 研修・講習の充実  職員を対象に、各地方整備局等の河川部等において、研修制度等を整備  [ダム]  所管者としての取組	○交付金等による支援					 	 	 
管理者としての取組  ○ 点検・診断/修繕・更新等    点検・診断について、「VI. 2. 基準類の整備」の基準類に基づき取組を継続(毎年出水期前の適切な時期に実施)  「修繕・更新について、個別施設計画に基づく取組を継続  ○ 研修・講習の充実  職員を対象に、各地方整備局等の河川部等において、研修制度等を整備  [ダム]  所管者としての取組	地公体が実施する指定区間内の一級河	川又は二級河川における「個別施設	計画の策定・変更」について、防災	・安全交付金等により支援				
管理者としての取組  ○ 点検・診断/修繕・更新等    点検・診断について、「VI. 2. 基準類の整備」の基準類に基づき取組を継続(毎年出水期前の適切な時期に実施)  修繕・更新について、個別施設計画に基づく取組を継続  ○ 研修・講習の充実  職員を対象に、各地方整備局等の河川部等において、研修制度等を整備  [ダム]  所管者としての取組	地公休が宝施する「個別施設計画に其	づき宝施する特定構造物改築事業」	こついて、防災・安全交付全等に上	り支撑				
○点検・診断/修繕・更新等         点検・診断について、「Ⅵ. 2. 基準類の整備」の基準類に基づき取組を継続(毎年出水期前の適切な時期に実施)         修繕・更新について、個別施設計画に基づく取組を継続         ○研修・講習の充実         職員を対象に、各地方整備局等の河川部等において、研修制度等を整備         [ダム]         所管者としての取組	地名体が天施する・  個別地域計画に基	フロス心がの時に特定物以来事本」	「一」	7 又1版 T		 	 	 
点検・診断について、「VI. 2. 基準類の整備」の基準類に基づき取組を継続(毎年出水期前の適切な時期に実施)  修繕・更新について、個別施設計画に基づく取組を継続  〇研修・講習の充実  職員を対象に、各地方整備局等の河川部等において、 研修制度等を整備  「ダム」 所管者としての取組			 		 	 	 	 
修繕・更新について、個別施設計画に基づく取組を継続		* 'YT			I I	<u> </u>	] 	 
	点検・診断について、「VI. 2. 基準	<u>■</u> ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	を継続(毎年出水期前の適切な時期 	に実施) 				
職員を対象に、各地方整備局等の河川部等において、 研修制度等を整備 [ダム]  所管者としての取組	修繕・更新について、個別施設計画に	こ基づく取組を継続						
研修制度等を整備     # 中州惟       「ダム]       所管者としての取組	〇研修・講習の充実				 	 	 	 
所管者としての取組		川部等において、	毎年開催					
所管者としての取組	[ダム]			1	 	 	 	 
〇相談窓口の機能の充実						 	 	 
	○相談窓口の機能の充実				 	 	 	 
都道府県を対象に、各地方整備局の河川部等及び国土技術政策総合研究所等を窓口とした技術的支援を継続	都道府県を対象に、各地方整備局の河	可川部等及び国土技術政策総合研究所	<b>听等を窓口とした技術的支援を継続</b>					
都道府県を対象に、定期検査への専門家の派遣、専門知識の提供等の支援を継続	都道府県を対象に、定期検査への専門	- 『家の派遣、専門知識の提供等の支‡	<del></del>	•				
			 	!	1	1	1	I !
○基準・マニュアル等の整備・ <mark>提供</mark> 「VI. 2. 基準類の整備」の基準類について、引き続き、参考に情報提供			±	i				
		- ンv・C、コピ帆で、多名I〜1月採灰!	T T		I I	I I	I I	I I
〇研修・講習の充実	都道府県の職員を対象に、各地方整備			I .	I	I	I	I
国土交通省の職員向け研修に参加できる体制を整備	国土交通省の職員向け研修に参加でき		<b>本</b> 中 用 推	i	i	i	i	i
O TO CAMP LE LY THE		<b>佐白 赤声・とういっ 豊</b> 郷 ナキュ	   					
○交付金等による支援		東疋・変更」について、防災・安全? -	X1√	1			 	 
○交付金等による支援 都道府県が実施する「個別施設計画の策定・変更」について、防災・安全交付金等により支援								
	都道府県が実施する「個別施設計画に	基づき実施する堰堤改良」について、		2				

# 1. 点検·診断/修繕·更新等(3/10)

~平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度     (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	
ン基本計画ロードマップ		(2013 <del>-1-1-2</del> )	(2010-1-1-5)	(2017年度)	(2010 <del>1)</del> (20	(2013 <del>-1)5</del> )	(2020-1-1-2)	
[点検・診断]		 	 					ĺ
	- A - A Wr + D + C				要領等	に基づく定期的なが	 点検・診断を実施	>
点検未実施の全対象施設に関し点 【 <b>修繕・更新</b> 】	快・診断を美施	I I	I I					
[ 沙恒-艾利]				_!	    施設毎の長寿命	               	 善・更新の実施	\
点検・診断結果を踏まえた緊急的な		I alla a B		1				
[維持管理等の担い手と	の協力関係構築(民間企 	業)」		<u>.</u>	( + <u>**</u> *********************************	\$ 1 . 7 . 11 + 7 61 - <del>1</del> . 5 .	- 22 ID 4 T I	\
入札契約制度の改善				検証、運用の改善	【・事業特性に応じ	た人札契約万式の	り選択を支援 等	
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	こよる発注の活用 等							
管理者としての取組		 	 					
○点検・診断/修繕・更新等		I I I	I I I					ĺ
点検・診断について、「VI. 2. 基準	- 準類の整備」の基準類に基づく取組を	と継続(3年に1回程度の定期検査、30	年に1回程度のダム総合点検等を実	<b></b>				$\geq$
修繕・更新について、「VI. 2. 基準	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	<u> </u>						` `>
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		 	 					/
職員を対象に、各地方整備局等の河川	部等において、	· · 毎年開催	i	i				\
研修制度等を整備		I I	1 I	1				/
		 	I I I					ĺ
③ 砂 防		 	1 1 1					
[砂防設備]								
所管者としての取組		 	 					
〇相談窓口の機能の充実		1	1					
地公体を対象に、各地方整備局等の流		総合研究所及び土木研究所と連携し <sup>・</sup> 	て、技術的支援を継続 	i		i	1	/
○基準・マニュアル等の整備・			1	İ				\
「VI. 2. 基準類の整備」の基準類に	こついて、引き続き、参考に情報提( ┃ ┃	<del>,</del>	ı	1				/
○研修・講習の充実 ・地公体職員を対象に、国土交通大等	┃   	 		ļ				\
・全国建設研修センターで毎年開催で			i	i			1	/
〇交付金等による支援				İ				
	地公体が実施する「個別施設計画の	)策定・変更」について、防災・安全 	交付金等により支援 			l		Ĺ
	地公体が実施する「個別施設計画に	基づき実施する改築」について、防	災・安全交付金等により支援 					$\geq$
〇国の施工管理者としての取る	祖	1 	1 					
点検・診断について、「VI. 2. 基準	<b>準類の整備」の基準類に基づく取組</b> を	を継続(年1回程度の定期点検等を実	:施)					>
維持、補修・改築、更新等について、	個別施設計画(砂防関係施設長寿命	: 命化計画)に基づく取組を継続 ,		:				>
職員を対象に、維持管理に関する研修	参を国土交通大学校において毎年開作	催、全国建設研修センターで毎年開作	崔される研修について砂防部から請	師を派遣			Ì	>
管理者としての取組		1 1 1	1 1 1	1				
〇点検·診断/修繕·更新等			 					
点検・診断について、「VI. 2. 基準	- 集類の整備」の基準類に基づく取組を	・ と継続(年1回程度の定期点検等を実	· 上施)					>
		1	I	I				<u></u>
維持、補修・改築、更新等について、	個別施設計画(砂防関係施設長寿6 <b>▼</b>	命化計画)に基つく取組を継続 	I	i				/
○研修・講習の充実		 	 	+4				\
職員を対象に、維持管理に関する研修	爹を国土交通大学校において毎年開ſ ┃ ┃	産、全国建設研修センターで毎年開 ├ ├	∉される妍修について砂防部から請 ├	師を派遣 -			1	/
[地すべり防止施設、急	 傾斜地崩壊防止施設 	<u>t</u> ]						
所管者としての取組 ※砂防設備と同様								
ᄉᅑᆙᄽᄢᅅᅑᆙᅤᆫᆙᆁᆥᄽ		3						

# 1. 点検·診断/修繕·更新等(4/10)

~平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	
ン基本計画ロードマップ	(2014-1-1-1-)	(2013-41-9)	(2010-4-1-5)	(2017 <del>1-15</del> )	(2010 <del>-1</del> ) <del>S</del> )	(201 <del>3-1)5</del> /	(2020-41-5)	
[点検・診断]								
点検未実施の全対象施設に関し点	<b>始</b> . 診断充宝施				要領等	に基づく定期的な	 点検・診断を実施	>
[修繕・更新]								
	· More 프로 - 이상다			個兒	削施設毎の長寿命 <sup>。</sup>	化計画に基づく修繕	 善・更新の実施	
点検・診断結果を踏まえた緊急的な 「維持管理等の担い手と		<b>坐</b> / 1						
	<b>沙伽沙滨水桶采(戊间止</b>	<b>未</b> /]	効果の	★証、運用の改善	【・事業特性に応し	こた入札契約方式の	D選択を支援 等	\
入札契約制度の改善							,	
・積算基準の見直し ・調査・設計・施工の各段階の連携に ・単価・数量精算方式の活用 ・発注者支援のための新たな仕組み	等							
4 海 岸 [海岸保全施設] 所管者としての取組								
東海・東南海・南海地震等の地震が想 老朽化調査を完了できるよう、技術的		する海岸堤防等(昭和45年以前に整	(備) の					
〇相談窓口の機能の充実			] 					l
海岸管理者を対象に、各地方整備局等	の河川部・港湾空港部を窓口とし、	国土技術政策総合研究所、土木研究	所、港湾空港技術研究所と連携して 	、技術的支援を維	<b>送続</b>			$\rangle$
○基準・マニュアル等の整備・	提供			I I				l
「VI. 2. 基準類の整備」の基準類に	ついて、引き続き、技術的助言とし	て周知						$\rangle$
○研修・講習の充実	海岸管理者等の職員を対象に、 各地方整備局等の河川部・港湾空 港部等において、説明会を実施	,						
	海岸管理者の職員を対象に、国土技	術政策総合研究所において維持管理に	に関する講習を毎年開催					
〇交付金等による支援				 				
海岸管理者が実施する「老朽化対策」	 				1	'		\
						  (東日本大震災の	)被災地等の	/ 
	海岸管理者が実施する「個別施設計	<b>画の東定」について、防災・女宝父</b>		i		一部は、平成32	<b>丰度まで支援</b> )	
			] 	 				l
					 			l
<b>⑤下水道</b> [ <b>管路施設、処理施設、</b> 所管者としての取組  ○相談窓口の機能の充実	ポンプ施設]							
地公体を対象に、国土技術政策総合研	研究所等の技術相談窓口とした、技術	<b>トドの支援を継続</b>						\ /
○基準・マニュアル等の整備	提供			 	1			l
	「VI. 2. 基準類の整備」の基準数	質について、参考に情報提供、改定に	内容等に関する説明会を実施					\ /
〇交付金等による支援								Į
地公体が実施する「点検・調査」、「	その結果に基づく個別施設計画の策策	<b>定」について、防災・安全交付金等</b> に	こより支援					<u> </u>
地公体が実施する「長寿命化対策を含	めた計画的な改築」について、個別が		・ で付金等により支援					>
				I I	1			_
								l
								l
		4		1 1 1				1

# 1. 点検·診断/修繕·更新等(5/10)

~平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	¦ 平成29年度 ┆ (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	
D基本計画ロードマップ						\( \( \frac{1}{2} \)   \	(2020 1727	
[点検・診断]			 	 	 			
点検未実施の全対象施設に関し点	検・診断を実施				要領等	に基づく定期的な	点検・診断を実施	
 [修繕·更新]			 	 	 			
点検・診断結果を踏まえた緊急的な	は修繕・更新への対応			· 	別施設毎の長寿命	化計画に基づく修繕	善・更新の実施	
[維持管理等の担い手と		業)]	 	1			_	
入札契約制度の改善				検証、運用の改善	・事業特性に応し	じた入札契約方式の	の選択を支援 等	
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	こよる発注の活用 等			1 1 1 1 1 1 1 1 1				
6 港 湾 [港湾施設] 所管者としての取組								
重要港湾以上の主要な施設について、	、個別施設計画のうち維持管理計画(	H24年度時点で策定されているもの)	に基づき対策を実施 	施設の長寿命化	等に必要な維持管	理・更新を適切に乳	€施	\ /
○相談窓口の機能の充実								
港湾管理者を対象に、各地方整備局	等の港湾空港部等、国土技術政策	総合研究所、港湾空港技術研究所を	窓口とした、技術的支援を継続					
	相談窓口による技術支援の対象 を民間企業にも拡大		 	 	 			
○基準・マニュアル等の整備・				1	I I I	 		
「VI. 2. 基準類の整備」の基準類の	Dうち、全ての港湾管理者に適用され ┏─────	にるものについて、必要な周知と助	言を実施 □	I	I	I I		
	「VI. 2. 基準類の整備」の2つの	ガイドラインにつき、引き続き、参	参考に情報提供	_				
〇研修・講習の充実								
港湾管理者の職員を対象に、港湾局及	ひび国土技術政策総合研究所におい	て、講習を毎年開催						
	国交省の職員向けの研修につき、	受講対象を港湾管理者の職員にも	<u> </u> 拡大し、国土技術政策総合研究所	<u>'</u> において毎年開催				\
〇交付金等による支援			 	 	 			
港湾管理者が実施する「港湾施設の	長寿命化を目的とした改良事業等」	について、防災・安全交付金等に	<del>'</del> こより支援	•				
港湾管理者が所有する港湾施設の「	個別施設計画のうち維持管理計		 	1	 			
画の策定」について、防災・安全交 〇担い手確保に向けた入札契				! ! !	 			
更新等に関する積算基準について、旅	他工実態等を踏まえた適正な価格等 <i>0</i>	)設定のための積算基準の見直しをA	继続	1	ı			
			 	1				
国有港湾施設所有者としての取組								
○点検・診断/修繕・更新等				į	i I	į		
修繕・更新について、個別施設計画	「(維持管理計画及び予防保全計画) <b>┏</b>	に基づき、施設の集約等を図りて	つつ取組を継続 <del>;</del>	i	i	i i		
○研修・講習の充実		18 ALL	i I	i I	] 	i I		
職員を対象に、国土技術政策総合研	究所において、研修・講省を毎年	用惟	i	i	i I	i		
			1 	 	 	 		
				; ! !	 			
		5						

# 1. 点検·診断/修繕·更新等(6/10)

			T-800 F-1				
~平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	¦ 平成28年度 └ (2016年度)	╎ 半成29年度 └ (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
○基本計画ロードマップ			1		,		
[点検・診断]			 	 			
点検未実施の全対象施設に関し点					要領等	に基づく定期的な	点検・診断を実施
 [修繕·更新]			 	 			_
点検・診断結果を踏まえた緊急的	な修繕・更新への対応			· 個別	川施設毎の長寿命	化計画に基づく修繕	善・更新の実施
	T の協力関係構築(民間企	<del> </del>  業)]	 			 	
入札契約制度の改善	. 1999 - 1040 1010 1130 14 (1040	10100		<u></u> 検証、運用の改善	(・事業特性に応	こた入札契約方式(	の選択を支援等
・積算基準の見直し ・調査・設計・施工の各段階の連携に ・単価・数量精算方式の活用 ・発注者支援のための新たな仕組み	こよる発注の活用			 			
⑦ 空 港 [空港土木施設] 所管者としての取組 ○相談窓口の機能の充実							
	- 航空星の空港部を相談窓口として	国土技術政策総合研究所及18()	1 (4) 洪漆空洪は添延空所と演集しる	「世帯的支援を継続	±	I	
地方空港管理者等を対象に、各地方	J 別・土内ツェ     のいまで   のいまた   でいまた   で	、 国工汉州以宋祁宣研光所及()	13. 12   12   12   12   13   14   15   15   15   15   15   15   15	、 プメビロ ビリス 技 を 継利	<u> </u>	:	
地方空港管理者等を対象に、(独)		ルマネジメント支援センター(L	CMセンター)を相談窓口として、	技術的支援を継続	ŧ 		
○基準・マニュアル等の整備・			1				
	「VI. 2. 基準類の整備」の「空	港内の施設の維持管理指針」につき	5、必要な周知と助言を実施 !	:			
○研修・講習の充実			! ! !	1			
	地方空港管理者等の職員を対象に	、航空局及び国土技術政策総合研 	究所における研修の内容を充実、	参加組織数・人数: -	を拡大 		
〇交付金等による支援			 	 			
地方空港管理者が実施する「施設	(一部附帯施設を除く)の更新」に -	ついて、補助金により支援を継続					
管理者としての取組 ○点検・診断/修繕・更新等			1 1 1 1 1 1	 			
	■ 順に基づく取組を継続(3年に一回を	標準としての路面性状調査)		'			
修繕・更新につき、個別施設計画	<b>┃</b> (維持管理・更新計画)に基づく取組	を継続	!	1			
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□			1 	 		I I	
	職員を対象に、航空局及び国土技	術政策研究所において、維持管理	: !に関する研修の内容を充実させた	<u>:</u> 上で、毎年開催			
			1			I I	
[航空保安施設]							
所管者としての取組							
○基準・マニュアル等の整備・			! !				
「Ⅵ. 2. 基準類の整備」の基準類	こついて参考に情報提供 (無線施設 ▼	:/航空灯火) 	ı	1	ı	ı	
○研修・講習の充実		 	1				
	センターにおける専門研修等の聴講 			•			
地方空港管理者等の職員を対象に領	毎年開催される飛行場灯火管理研修( ■	こ航空局から講師を派遣(航空灯火) -		1		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
〇交付金等による支援			! !			I	
地方空港管理者が実施する「施設の 	更新」について、補助金により支援を ■	継続(航空灯火)		i			
管理者としての取組 〇点検・診断/修繕・更新等							
点検について、「VI. 2. 基準類の	- )整備」の基準類に基づく定期点検等	の取組を継続(年に1回程度の定期		 灯火)			
〇研修・講習の充実			 	 			
国管理空港等の職員を対象に、岩沼	-      研修センターにおける専門研修等を	 開催(無線施設)					
国管理空港の職員を対象に、特別研	▼   ・						
		(	)    -				

# 1. 点検·診断/修繕·更新等(7/10)

~平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	¦ 平成29年度 ┆ (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	
○基本計画ロードマップ			(2010-19)	2017-792		(2013-7)5/	(2020—19)	
〔 <b>_                                   </b>					i ! !			
点検未実施の全対象施設に関し点	i 桙・診断を実施				要領等	・ に基づく定期的な	点検・診断を実施	>
[修繕•更新]		 		1	 			•
点検・診断結果を踏まえた緊急的な	で修繕・再新への対応				・ 別施設毎の長寿命・	化計画に基づく修繕	善・更新の実施	>
[維持管理等の担い手と		* ** 1			 			
入札契約制度の改善	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	,未/]		<del>- '</del>	<u></u> 【・事業特性に応し	<u>'</u> じた入札契約方式の	の選択を支援等	>
					!	I I		
・積算基準の見直し ・調査・設計・施工の各段階の連携に ・単価・数量精算方式の活用 ・発注者支援のための新たな仕組み	こよる発注の活用 等	 			1 1 1 1 1 1			
[空港機能施設]		i i i i i		 	i   			
○基準・マニュアル等の整備・	担併	 	 		 			
○本本・4ーユアル寺の金浦・		1		1	1 1	1 1		\
	│ 国の建築物等の保全において実施 │ ┃	をしている確認項目、確認方法及び中 ;	·長期計画の策定方法について参考 -	に情報提供 	i	i i		>
8 鉄 道		 			 			
[鉄道、軌道]  「所管者としての取組」		 						
〇相談窓口の機能の充実		! ! !	 		! ! !			
鉄道事業者等による点検・診断を対象	- に、(独)鉄道建設・運輸施設整備支	援機構による「鉄道ホームドクター」等					•	>
○基準・マニュアル等の整備・	提供	 	 		I I I	 		
「Ⅵ. 2. 基準類の整備」の基準類に	こついて、必要な周知徹底・指導等	を実施						>
○研修・講習の充実		 			 	 		
中小鉄道事業者等を対象に、維持管理	理に必要な技術力向上に資する研修: -	等について、各地方運輸局の鉄道部	等において開催					>
〇交付金等による支援		 			! ! !			
平成20年度から実施している鉄道施	- 設総合安全対策事業費補助や平成2		通確保維持改善事業費補助金によ	り支援を継続				>
	鉄道事業者等を対象とした「鉄道施			な維持管理の実現(	こ向けた取組を支持	<del></del> 爰		>
F \44 7		1	1	-	! !			
[索道]  「所管者としての取組」								
○基準・マニュアル等の整備・	埠伳							
								\
「VI. 2. 基準類の整備」の基準類に	こついて、必要な周知徹底・指導等る ┃ ┃	を実施 !		!	!	! !		/
〇研修·講習の充実 		i I		<u> </u>	i I			
索道技術管理者等を対象に、「VI. 2	2. 基準類の整備」の基準類のうち、 ■	、「索道技術管理者研修会テキスト <sub>-</sub> <del></del>	を使用し、技術力の向上や安全! 	輸送の確保を目的と <del></del>	:した研修会を各地 :	方運輸局の鉄道部 <del></del>	において毎年開催	>
		! ! !	 		! ! !			
<u> </u>		 	 		1 1 1 1			
9自動車道		 	 		1 1 1 1			
[橋、トンネル、大型の棒	<b>靠</b> 造物等]				 	 		
所管者としての取組		 			 	 		
〇相談窓口の機能の充実					I I	1		\
各地方運輸局等の自動車交通部等を		象に、技術的支援を実施 ・	ı	1	I	1		
○基準・マニュアル等の整備・				-	1 1	1		\
「VI. 2. 基準類の整備」の基準類	について、参考に情報提供			1	I I			/
		7			I I I	 		

# 1. 点検·診断/修繕·更新等(8/10)

~平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	┆平成29年度 ┆2017年度)	平成30年度 (2018年度)	¦ 平成31年度   (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
○基本計画ロードマップ							
[点検・診断]					 	 	1
点検未実施の全対象施設に関し点					要領等	等に基づく定期的な ・	点検・診断を実施
[修繕・更新]				 	 	I I I	i I I
点検・診断結果を踏まえた緊急的	な修繕・更新への対応				別施設毎の長寿命	化計画に基づく修繕	繕・更新の実施 <del></del>
[維持管理等の担い手と	の協力関係構築(民間:	企業)]		 	 	 	 
入札契約制度の改善				の検証、運用の改善	・事業特性に応	じた入札契約方式	の選択を支援等
・積算基準の見直し ・調査・設計・施工の各段階の連携に ・単価・数量精算方式の活用 ・発注者支援のための新たな仕組み					 	 	
①航路標識 [航路標識] 管理者としての取組 〇点検・診断/修繕・更新等							
点検・診断について、「VI. 2. 基準	準類の整備」の基準類に基づく標 ■	能現況調査等の取組を継続(年に1回 	以上の標識現況調査等を実施)		1	1	1
修繕・更新について、個別施設計画に	基づく取組を継続						
〇研修・講習の充実				 	1 	1 	
職員を対象に、各管区海上保安本部に	こおいて、技術力向上のための研修	8を毎年開催 					
① 公 園 [都市公園等] 所管者としての取組 〇相談窓口の機能の充実							
地公体を対象に、各地方整備局等の建	政部等を窓口として、技術的支援	を継続					
○基準・マニュアル等の整備・	是供			 	 	 	] 
「VI. 2. 基準類の整備」の基準類に	ついて、引き続き、技術的助言と	して周知 	1	ı	ı	ı	ı
○研修・講習の充実	地公体の職員を対象に、公園・緑	<u>¦</u> 化に関する研修を国土交通大学校に	<u>¦</u> おいて、毎年開催		1	1	
〇交付金等による支援			1		1 1 1	! !	
地公体が実施する「個別施設計画(長	<b>┃</b> 寿命化計画)の策定」について、	<u>!</u> 防災・安全交付金等により支援を継続	<u>:</u> 売	!	!	1 1 1	 
地公体が実施する公園施設の一定の更	新年について	ー 空により支援を継続			/	<u>.</u>	
管理者としての取組	初中に 201 年、例及「女主文刊並	サにより入版と単四列	1	 	I I	 	 
○点検・診断/修繕・更新等					 	 	
点検・診断について、「Ⅵ. 2. 基準類の	整備」の基準類に基づく定期点検等	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ]以上の定期点検等)				
修繕・更新について、「VI. 2. 基準類の	■ 整備」の基準類と個別施設計画(長		i	i	i	i	
				 	I I	I I	 
12 住 宅 [公営住宅]  所管者としての取組  ○基準・マニュアル等の整備・	提供						
地公体が基準・マニュアル等を策定で	*きるように必要な技術的支援を継 ■	<del>続</del>					
〇交付金等による支援					 	! ! !	1
	地公体が実施するストック総合改	善事業等について、個別施設計画(長		 支援を継続 			
		{	3			! !	

# 1. 点検·診断/修繕·更新等(9/10)

~平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	¦ 平成27年度 ' (2015年度)	¦ 平成28年度 <sup>¦</sup> (2016年度)	¦ 平成29年度 ┆ (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	
D基本計画ロードマップ			(2010 + 1,97)	(2011 +152)			(2020-1747	
[点検・診断]					 			
点検未実施の全対象施設に関し点	★. 沙ᄣ丸字体			:	要領等	に基づく定期的な	点検・診断を実施	>
<b>上</b> 「修繕・更新]	快・診断を失心	1 1	I I	1	l I			
				! 	! 別施設毎の長寿命	! 化計画に基づく修糸	 善・更新の実施	5
点検・診断結果を踏まえた緊急的な		ا عالد ا	I I					
[維持管理等の担い手と	の協力関係構築(民間企	[美)]		14.55 NO.55 A. 14.		 	가용セキャ	
入札契約制度の改善			効果の ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	検証、運用の改善	「事業付けに心」	こた入札契約方式の	の選択を又接一列	
・精算基準の見直し ・調査・設計・施工の各段階の連携に ・単価・数量精算方式の活用 ・発注者支援のための新たな仕組み								
[UR賃貸住宅]  所管者としての取組								
○基準・マニュアル等の整備・	是供			 				
UR独自のマニュアル等について、公	表・周知が進むよう、必要に応じて -	情報提供を実施 	•	•	•			
			1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 			
13官庁施設			1 	 	 			
[官庁施設]		 	 	 	 			
所管者としての取組		 	1 	1 1 1	 	 		
〇相談窓口の機能の充実				į				
各省各庁や地公体等を対象に、各地フ 	5整備局等の宮繕部等を窓口とした打 	支術的支援を実施 -	I	1	ı	1 1		/
○基準・マニュアル等の整備・	提供	 	 	 	 			
「VI. 2. 基準類の整備」の基準類に	こついて、「官庁施設保全連絡会議」	等の研修・講習等やHP等を通じて周知	徹底等を継続					$\geq$
保全実態調査により保全の実施状況が・建築基準法、官公庁施設の建設等に間・保全の基準に基づく建築物の各部等の	<b>員する法律等の関係法令に基づく定期</b>		日を行うよう、保全指導を継続	•		•		$\rangle$
○研修・講習の充実				 	 			ĺ
各省各庁や地公体等の職員を対象に、	各地方整備局等の営繕部等において	、「官庁施設保全連絡会議」等を領	<b>5</b> 年開催					$\rangle$
地公体の職員を対象に、官庁営繕部が	毎年開催する「全国営繕主幹課長会	     において、公共建築物の老朽付	      - 	実施				$\geq$
〇戦略的な維持管理・更新の	とめに、官庁営繕部及び各	地方整備局等の営繕部等	が施設を整備する立場か	ら実施する内容	· 容			
地域毎の官庁施設の整備構想を策定		計画的な整備の推進						$\rangle$
		施設カルテ作成・運用	1	ı	ı			5
				1	1			
「国家機関の建築物及びその附帯施設	の位直、規模及ひ構造に関する基準	』に基つく、構造体、非構造体のfi - -	f久性催保 	i				
		 	1 	1 1 1	 	 		
管理者としての取組 ○点検・診断、修繕・更新等			 					
点検・診断について、「VI. 2. 基準	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	<u>'</u> 継続(年1回以上の定期点検等の実績	· 拖)					
保全について、「VI. 2. 基準類の整	「 備」の基進類に基づく保全の実施等	: ミにより、施設の保全状況が「良好」と	: 判断される施設の割合を80%以上。	となるよう取組を	I	i I		
継続	MINISTER OF A CHARLOS CARD	1	I	1	)   			
○研修・講習の充実		)		let de la companya de	 			
職員を対象に、各地方整備局等の営繕	部等が毎年開催する「官庁施設保全 ┏	:連絡会議」等の研修等において、点 	森検万法や適正な保全の実施に係る - -	情報を収集し、周知	J•徹底 	i		7
〇担い手確保に向けた入札契 -	約制度等の見直し		1		 			
建築保全業務に係る共通仕様書や積算	基準等を活用した適正な保全業務の 	委託の実施を継続的に推進 -						$\geq$
		9		i	i			

# 1. 点検·診断/修繕·更新等(10/10)

		W 47( 1 O /						
~平成25年度 ( <b>2013</b> 年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	₩ 平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	│ 平成31年度 │ (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	
○基本計画ロードマップ								
[点検・診断]						! !		
点検未実施の全対象施設に関し点	検・診断を実施				要領等	に基づく定期的な	点検・診断を実施	>
[修繕・更新]				 	 	 		
点検・診断結果を踏まえた緊急的な	は修繕・更新への対応				削施設毎の長寿命 	化計画に基づく修繕	善・更新の実施 <del></del>	>
[維持管理等の担い手と	の協力関係構築(民間企	業)]		 	 	 		
入札契約制度の改善				検証、運用の改善	・事業特性に応	じた入札契約方式の	の選択を支援等	>
・積算基準の見直し ・調査・設計・施工の各段階の連携に ・単価・数量精算方式の活用 ・発注者支援のための新たな仕組み	こよる発注の活用 等					 		
<b>4組測施設</b> [測量標]								
<ul><li>管理者としての取組</li><li>○点検・診断/修繕・更新等</li></ul>					 	 	 	
○ 無快・診断/ 修禮・史初寺   点検・診断について、「VI. 2. 基準	 類の整備」の基準類に基づく取組を	! 継続(定期的な現地調査等を実施)		!				>
修繕・更新について、点検・診断結果に		ı		I	I	I	I	/ >
[気象レーダー施設] 管理者としての取組						1 1 1 1 1 1 1		,
○点検・診断/修繕・更新等		 			 	 		\
点検・診断について、「VI. 2. 基準	類の整備」の基準類に基づく取組を ■	継続(月に1回の定期的な点検、6:	か月に1回の重点的な点検等を実施	色) :	:	•	:	$\geq$
修繕・更新について、点検・診断結果に	こ基づく取組を継続							>
〇研修・講習の充実		I I I		 	 	 		
職員を対象に、点検・運用等に関する	研修を気象庁において、毎年継続	,						>
横断的な取組		i ! !		i 	 	; ! ! !		
〇相談窓口の機能の充実		 		 	 	 		
・ワンストップ窓口を地方整備局の ・支援メニューを明確化 ・知識・ノウハウの共有を促進	企画部に設置、運営				,			$\rangle$
○担い手確保に向けた入札	契約制度等の見直し	i I I		 	 	1 1 1	1 1 1	
複数工事の包括発注や複数年契約等の	D推進 							>
施工実態等を踏まえた点検業務・修繕	- 善工事のより適正な価格等の設定の	ため、積算基準を随時見直し		•				>
多様な入札契約方式の運用指針を策定	È	多様な入札契約方式の運用指針を防	 随時見直し					>
				i I I	 			
		1 1 1			 	 		
		1 1 1			 	 		
				1		! ! !		
						! ! !		
				1		! ! !		
				1	 	! !		
					 	i i i		
		 		 	 	1 1 1		
		10		-		!		

### 2. 基準類の整備(1/4)

~平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度			平成31年度	
(2013年度)	(2014年度)	(2015年度)	(2016年度)	(2017年度)	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)
基本計画ロードマップ			1 1 1		 	 	 
[基準類、法令等の整備]			! 見直された基準・マニ <u>-</u>	711 91	1	蓄積された知見・ノウ	フハウに基づき見直
個別施設毎の基準・マニュアル等の	見直し			1アル寺に もづき運用 <del></del>		(評価尺度の統一、	新技術の導入等) 
) 道路						i 	
<b>直路施設]</b> 新管者としての取組 管理者とし	ての取組		 				
	橋梁・トンネル	; レ等の点検について、国交省及び地公	: 体等の全ての管理者の施設を対象	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>-</u> 基準類を適用	i	
	診断について、	国土交通省及び地公体等の全ての管		)診断結果の分類に関	<u>-</u> する告示」(H26.	<u>'</u> 7施行)を適用	I
喬梁、トンネル等の「定期点検要領」	を策定 地公体へ技術的	り助言として周知			1	1	I
ト文に記載した基準類を地公体等へ <b>参</b>	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	1	1	,			ı
②河川・ダム							  -  -
可川管理施設]			! ! !	 	! ! !	! ! !	 
<b>所管者としての取組</b>		 	1 1 1 1	 	 	 	 
文に記載した基準類を地公体へ技術	的助言等として周知						
中小河川の堤防等河川管理施設 なび河道点検要領」を策定	・地公体へ技術的助言として周知・点検・診断、修繕・更新につ	] いて、本文に記載した基準類を適用		·			
管理者としての取組		 	1	 	 	 	 
「ダム・堰施設技術基準(案)」 なび「揚排水ポンプ設備技術基 <sup>集</sup> 」を改定	点検・診断/修繕・更新に適用						
_	河川の地域的な特性、新技術の	・ 導入等を踏まえ、基準類を適時・適	切に改定	,			
プム] 所管者としての取組		 	1 1 1 1 1 1	 	 	 	 
x文に記載した基準類を都道府県へ技	技術的助言等として周知		6		•	•	
管理者としての取組		 		 	 	 	 
可川砂防技術基準 維持管理編 (ダム編)を策定	点検・診断/修繕・更新に適	五 五 五		I	I	1	1
	新たな知見や社会経済情勢の変	・ 化を踏まえ、適時・適切に改定		ı	1	1	1
砂防			 			 	 
少防設備] <sup>所管者としての取組</sup>			1 1 1 1 1		 	 	 
本文に記載した基準類を地公体等へお	技術的助言として周知		:			:	
	「点検ガイドライン」を策定		地公体へ参考に情報提供				
			技術的知見を収集・蓄積し、資	───── <del>───────────────────────────────</del>	 行うなど、基準類	の体系化に向けた	取組を推進
○国の施工管理者としての	取組	1	1	į			
点検・診断について、本文に記載し <i>た</i>	<ul><li>⇒基準類を適用</li><li>□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □</li></ul>			1	1	1	1
		i	: 	i I	! !	1	! !
管理者としての取組							
管理者としての取組	点検・診断/修繕・更新につい	て、本文に記載した基準類を適用 					
		i			-  -  -  -	  -  -  -	 
<sup>管理者としての取組</sup> <b>也すべり防止施設、急</b> <sup>所管者としての取組</sup>		i			 	 	

#### 2. 基準類の整備(2/4)

(2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	(0047/min)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
基本計画ロードマップ			(2010-1)4)	(2017-7-1927)		(2010-19)	(2020-1-1-2)
[基準類、法令等の整備]	]				 		ハウに其づき目す
個別施設毎の基準・マニュアル等の	見直し		見直された基準・マニ	ュアル等に基づき運用		蓄積された知見・ノウ (評価尺度の統一、発	所技術の導入等)
4 海 岸					 		
海岸保全施設]					 		
所管者としての取組							
「海岸保全施設維持管理 マニュアル」の改定	・本文に記載した基準類を海岸管 ・新しい知見の蓄積等を踏まえ、	理者へ技術的助言として周知 海岸保全施設維持管理マニュアル <i>0</i>	)改訂に向けた取組を推進				
「海岸法の一部を改正する法律案 定)」等により、海岸保全施設に関確化、維持又は修繕の技術的基準を	引する維持・修繕の責務の明 🕻 「	技術的基準」の運用を通じて得られる	技術的知見を収集・蓄積し、	適時・適切に改定			
						1	
5下水道	┷ ┷						
管路施設、処理施設、 <sup>所管者としての取組</sup>	ハンノ他改」				 		
	技術的知見を	収集・蓄積し、適時・適切に改定		I			
下水道維持管理指針の改定	同指針を地公	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		i		i	
6 港 湾							
港湾施設]							
						1	
所管者としての取組 国有港湾が	施設所有者としての取組			1	! !	 	
所管者としての取組 国有港湾が 技術基準対象施設の点検について、[	国土交通省、港湾管理者及び民間企	業が所有する施設を対象に、本文に記				1	
所管者としての取組 国有港湾が 技術基準対象施設の点検について、[	国土交通省、港湾管理者及び民間企工のでは、港湾管理者及び民間企業を対	象に、本文に記載した基準類を参考に	情報提供				
所管者としての取組 国有港湾が 技術基準対象施設の点検について、[ 技術基準対象施設の点検・診断についる	国土交通省、港湾管理者及び民間企いて、港湾管理者及び民間企業を対 民間施設の立入について、港湾	T T	情報提供	・ ・ ・ ・ ・ ライン(案)」を使用	FI CONTRACTOR OF THE PROPERTY		
所管者としての取組 国有港湾が 技術基準対象施設の点検について、「 技術基準対象施設の点検・診断につい 「港湾の施設の点検診断ガイドラ イン(案)」の策定	国土交通省、港湾管理者及び民間企 いて、港湾管理者及び民間企業を対 民間施設の立入について、港湾	象に、本文に記載した基準類を参考に	:情報提供 施設に関する立入検査等ガイト	I			
所管者としての取組 国有港湾が 技術基準対象施設の点検について、「 技術基準対象施設の点検・診断につい 「港湾の施設の点検診断ガイドライン(案)」の策定	国土交通省、港湾管理者及び民間企いて、港湾管理者及び民間企業を対 民間施設の立入について、港湾 港湾施設のデータベースに登	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	:情報提供 施設に関する立入検査等ガイト	I			
所管者としての取組 国有港湾が 技術基準対象施設の点検について、「 技術基準対象施設の点検・診断につい 「港湾の施設の点検診断ガイドライン(案)」の策定	国土交通省、港湾管理者及び民間企いて、港湾管理者及び民間企業を対 民間施設の立入について、港湾 港湾施設のデータベースに登	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	:情報提供 施設に関する立入検査等ガイト	I	H		
所管者としての取組 国有港湾が 技術基準対象施設の点検について、「 技術基準対象施設の点検・診断につい 「港湾の施設の点検診断ガイドライン(案)」の策定 「特定技術基準対象施設に関する	国土交通省、港湾管理者及び民間企いて、港湾管理者及び民間企業を対 民間施設の立入について、港湾 港湾施設のデータベースに登	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	:情報提供 施設に関する立入検査等ガイト	I			
所管者としての取組 国有港湾が 技術基準対象施設の点検について、「 技術基準対象施設の点検・診断につい 「港湾の施設の点検診断ガイドライン(案)」の策定 「特定技術基準対象施設に関する	国土交通省、港湾管理者及び民間企いて、港湾管理者及び民間企業を対 民間施設の立入について、港湾 港湾施設のデータベースに登	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	:情報提供 施設に関する立入検査等ガイト	I			
所管者としての取組 国有港湾が 技術基準対象施設の点検について、「 技術基準対象施設の点検・診断につい 「港湾の施設の点検診断ガイドライン(案)」の策定 「特定技術基準対象施設に関する	国土交通省、港湾管理者及び民間企いて、港湾管理者及び民間企業を対 民間施設の立入について、港湾 港湾施設のデータベースに登	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	:情報提供 施設に関する立入検査等ガイト	I			
所管者としての取組 国有港湾が 技術基準対象施設の点検について、「 技術基準対象施設の点検・診断につい 「港湾の施設の点検診断ガイドライン(案)」の策定 「特定技術基準対象施設に関する	国土交通省、港湾管理者及び民間企いて、港湾管理者及び民間企業を対 民間施設の立入について、港湾 港湾施設のデータベースに登	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	:情報提供 施設に関する立入検査等ガイト	I			
所管者としての取組 国有港湾が 技術基準対象施設の点検について、「 技術基準対象施設の点検・診断につい 「港湾の施設の点検診断ガイドライン(案)」の策定 「特定技術基準対象施設に関する	国土交通省、港湾管理者及び民間企いて、港湾管理者及び民間企業を対 民間施設の立入について、港湾 港湾施設のデータベースに登	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	:情報提供 施設に関する立入検査等ガイト	I			
所管者としての取組 国有港湾が 技術基準対象施設の点検について、「 技術基準対象施設の点検・診断につい 「港湾の施設の点検診断ガイドライン(案)」の策定	国土交通省、港湾管理者及び民間企いて、港湾管理者及び民間企業を対 民間施設の立入について、港湾 港湾施設のデータベースに登	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	:情報提供 施設に関する立入検査等ガイト	I			
所管者としての取組 国有港湾が 技術基準対象施設の点検について、「 技術基準対象施設の点検・診断につい 「港湾の施設の点検診断ガイドライン(案)」の策定	国土交通省、港湾管理者及び民間企いて、港湾管理者及び民間企業を対 民間施設の立入について、港湾 港湾施設のデータベースに登	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	:情報提供 施設に関する立入検査等ガイト	I			
所管者としての取組 国有港湾が 技術基準対象施設の点検について、「 技術基準対象施設の点検・診断につい 「港湾の施設の点検診断ガイドライン(案)」の策定	国土交通省、港湾管理者及び民間企いて、港湾管理者及び民間企業を対 民間施設の立入について、港湾 港湾施設のデータベースに登	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	:情報提供 施設に関する立入検査等ガイト	I			
所管者としての取組 国有港湾が 技術基準対象施設の点検について、「 技術基準対象施設の点検・診断につい 「港湾の施設の点検診断ガイドラ イン(案)」の策定	国土交通省、港湾管理者及び民間企いて、港湾管理者及び民間企業を対 民間施設の立入について、港湾 港湾施設のデータベースに登	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	:情報提供 施設に関する立入検査等ガイト	I			
所管者としての取組 国有港湾が 技術基準対象施設の点検について、「 技術基準対象施設の点検・診断につい 「港湾の施設の点検診断ガイドライン(案)」の策定	国土交通省、港湾管理者及び民間企いて、港湾管理者及び民間企業を対 民間施設の立入について、港湾 港湾施設のデータベースに登	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	:情報提供 施設に関する立入検査等ガイト	I			

#### 2. 基準類の整備(3/4)

~平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度   (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度   (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
<u></u> 基本計画ロードマップ	(2017-19)	(2013 <del>-1-1-12</del> )	(2010-4)-5/	(ZUIT <del>+  Q</del> )	(2010 <del>-1)2</del> )	(201 <del>3-1)</del>	(20/20-1-1-5)
- [基準類、法令等の整備]		1 1 1 1		1	 	1 1 1	
個別施設毎の基準・マニュアル等の	見直し		見直された基準・マニ	-ュアル等に 基づき運用		蓄積された知見・ノウ (評価尺度の統一、新	ハウに基づき見直 新技術の導入等)
		 		型にほ用	I I	I I	
7) 空港					 	1 1 1	
空港土木施設]				i ! !	i 		
所管者としての取組 管理者とし	ての取組	1 1 1 1		i 			
	全ての空港管理者の施設を対象	<u> </u>  に、本文に記載した基準類を適用		ļ	<u> </u>	1	
		<u> </u> 見を収集・蓄積し、適時・適切には	, <del>.</del> .	ı	I	I	ı
	上記の基準類につき、技術的知	兄を収集・ <b>当</b> 惧し、適吋・適切にの - -	LE.	į		i i	
抗空保安施設]					 		
所管者としての取組		 		 	 	] 	
地方空港管理者等を対象に、本文に	記載した基準類を参考に情報提供(乳	無線施設) ·		I	I	I	ı
地方空港管理者等を対象に、本文に	記載した基準類を参考に情報提供(船	航空灯火)					
管理者としての取組		! !		i 1 1	i I I	! !	
定期保守とその結果による老朽化診ぼ	断及び更新計画の策定方法について、	、本文に記載した基準類を適用(無	泉施設)				
	断及び更新計画の策定方法について、	<u>・</u> 、本文に記載した基準類を適用(航3	2灯火)	ı	ı	I	
8 鉄道		1 1 1 1		 	 	1 1 1 1	
<b>数 足</b> 跌道、軌道]		1 1 1 1		 	! ! !	 	
所管者としての取組					! ! !	! ! !	
保全について、全ての鉄道事業者等の	の施設を対象に、本文に記載した基準	· 準類を適用		·			
施設の保全について、鉄道事		:					
業者を対象に、本文に記載した 基準類を技術的助言として周知							
線路の保全について、中小鉄道							
事業者等を対象に、本文に記載した基準類を参考に情報提供	技術的知見を収集・蓄積し、適時	・適切に改定					
運転保安設備のうち踏切保安 設備について、鉄道事業者を対							
象に、本文に記載した基準類を 参考に情報提供							
「鉄道構造物の維持管理に関する	「鉄道構造物等」			<u>i</u>	<u> </u>	i	
基準の検証会議」を開催	#持官理標準」等 技術的知見を の見直し	収集・蓄積し、適時・適切に改定 ,		1	ı	ı	
	その他、維持管理に必要なマニュス	アル等につき整備を継続					
<b>素道</b> ]		 			 	! ! ! !	
所管者としての取組		! !		i 	i I I	i I I	
保全について、全ての索道事業者の抗	を設を対象に、本文に記載した基準類 ■	を適用 ・		ı	ı	ı	
保全について、索道事業者を対象に、	「索道技術管理者研修テキスト」を毎	年作成し、参考に情報提供					
9自動車道		1 1 1 1		 	1 	1 1 1 1	
○ 一・・・ 喬、トンネル、大型の楠		 		 	 	 	
所管者としての取組		 			I I I	I I I	
		I and the second				I	
点検・更新等について、自動車道事業	者を対象に、本文に記載した基準類	(道路に関するものを含む。)を参考に	-情報提供				
点検・更新等について、自動車道事業	者を対象に、本文に記載した基準類 「一般自動車道の維持管理要領」 の改定	(道路に関するものを含む。)を参考に 「一般自動車道の維持管理要領」の		目を収集・芸徒! 甘油	新の休玄ルに向に		

### 2. 基準類の整備(4/4)

~平成25年度	平成26年度	平成27年度	 ├ 平成28年度	平成29年度	╎平成30年度	平成31年度	平成32年度
(2013年度)	(2014年度)	(2015年度)	(2016年度)	(2017年度)	(2018年度)	(2019年度)	
基本計画ロードマップ			1 1 1		 		 
[基準類、法令等の整備]				at the l		蓄積された知見・ノウム (評価尺度の統一、)	フハウに基づき見直
個別施設毎の基準・マニュアル等の	見直し		見直された基準・マニュ <sup>・</sup> 基・	アル等に づき運用		(評価尺度の統一、)	新技術の導入等)
	I I		1	1	 	 	 
⑪航路標識					 		 
航路標識]					 	 	 
管理者としての取組					! ! !	! ! !	! ! !
点検・診断について、本文に記載した	 		!	!		!	
	I		「劣化診断マニュアル」の本格導力	1	I	I	I
「劣化診断マニュアル」の策定	「劣化診断マニュアル」に基づく現場	検証、情報の蓄積·分析 	技術的知見を収集・蓄積し、適		!	!	:
① 公園			i !		i 	i !	i ! !
都市公園等]					 		 
所管者としての取組			i !			: ! !	
本文に記載した基準類を地公体へ技術	前的助言として周知						
「公園施設の安全点検に係る指針(	案)」の策定				 		 
「都市公園における遊具の安全確保	に関する指針」の改定		; ; ;		 		 
管理者としての取組	ICENT STREET STATE		; ! !		; ! ! !	i 	; 
・点検・診断について、本文に記載	 		1	i I	1	1	1
・「公園施設の安全点検に係る指針	(案)」を策定、適用		i	i	i	i	i
			! ! !	 	 	 	 
12 住 宅			! ! !		 	 	 
公営住宅、公社賃貸住	宅、UR賃貸住宅]		! ! !		 	 	 
所管者としての取組			! ! !		! ! !	! ! !	! ! !
本文に記載した基準類に基づき、引き	続き、法令に基づく適切な運用を推進						
			 	 	 	I I I	 
₄⊅⇔ ← ₩ ₹₽					! !	i ! !	! !
③官庁施設					! !	i ! !	! !
官庁施設]	- O T- 47		 		1 1 1 1	1 1 1	1 1 1 1
所管者としての取組 管理者とし	!		 	1	1 1	1 1	] 
官庁施設の点検について、本文に記載	ばした基準類を適用 <u></u>		ı	I	ı	1	ı
官庁施設の保全について、本文に記載	ぱした基準類を適用 						
	官庁施設の整備、保全に係る基準	類につき、技術的知見を収集・蓄	<u>'</u> 積し、適時・適切に改定	·	1	1	1
14観測施設			 	 	 	I I I	 
測量標]			 	 	I I I	I I I	I I I
( <b>次!) -里_1示 」</b> 管理者としての取組			 	 	 	 	 
点検について、本文に記載した基準類	  を適用		ı	I	I	I	I
「電子基準点現地調査作業要領」及び			i		i I	i	i I
測定要領」を見直し	ア 国土心生刑 歌 所 引 及 い		 	 	 	 	 
気象レーダー施設]				 	 	 	 
管理者としての取組			 	1	 	I I	 
点検について、本文に記載した基準類	頁を適用 		, ·	1	T	T	T
		14		1	l !	1	 

## 3. 情報基盤の整備と活用(1/5)

~平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	├ 平成28年度 ├ (2016年度)	├ 平成29年度 ├ (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	
〇基本計画ロードマップ [情報基盤の整備・活用]		(2010-138)	(2010-175)		(2010   1/2)	(2013-172)	(LULU-TIE)	
電子化フォーマットの統一ルールの	の明確化		各インフ	ラ情報の電子化、こ	フォーマット統一	$\longrightarrow$		
各インフラ毎のデータベースの構築	<b>巻・運用</b>		プラット	フォームの構築、週	<b></b> 用	$\longrightarrow$		<b>)</b>
分析・利活用・共有・発信ルールの	明確化		プラットフ	フォーム等を通じたケ	情報の公開			/
			・ ・構造物の諸元(建設年度、構造形式 費用、施工者等) ・利用状況や気象・災害履歴 ・修繕等の履歴(時期、内容、費用、) ・劣化・損傷状況、健全性	て、規模、	〇データの共有、和 ・地理空間情報と ・交通等情報との	の統合	等	
① 道 路 [道路施設] 所管者としての取組 管理者とし	ての取組							
橋梁について、国土交通省及び地公	体の施設を対象に、「全国道路橋	データベース」を試行						$\rangle$
定期点検基準に基づく点検結果を内	容とする、データベースを構築	情報を蓄積			•			>
		蓄積した情報を、国と各地公体と	- この間で共有を検討			•		>
②河川・ダム [河川管理施設] 所管者としての取組								
地公体の施設のデータベース化を検	討							>
管理者としての取組		 	 	1 1 1 1	 			
国交省の施設を対象に データベースを構築	試行運用、改良本格運用	Ħ 						$\geq$
データ入力、利活用を容易にするた	めのICT活用を推進							$\rangle$
蓄積した情報を、水管理・国土保全	局及び各地方整備局等の河川部等の	<u>'</u> の間で広く共有	1	1	I			$\rangle$
「ダム」 所管者としての取組				 				
地公体の施設のデータベース化を検	討		_					>
管理者としての取組		1 1 1	i ! !	i ! !	 			\
国交省の施設を対象に データベースを構築	試行運用、改良本格運用	刊 ·			•			/
蓄積した情報を、水管理・国土保全	局及び各地方整備局等の河川部等 	の間で広く共有 <del> </del>	i	i	i	i		$\rangle$
③ 砂 防 [砂防設備] 所管者としての取組	データベースに地公体の施設を	蓄積した情報を、国及び地公体で						\
〇国の施工管理者としての取	追加するための検討を実施 相	国限しに旧報で、国及い地公体(	 	I I	1 1			/
国交省の施設を対象に 定期点	<b>ロ</b>  検結果等の情報をデータベース	 		i !				\
データベースを構築 に蓄積 蒸落積し	た情報を、水管理・国土保全局及び		で広く共有		ı			/ \
管理者としての取組	ではなく、からな、白工体工 <b>向</b> 及(	     Security Industry Control (1997)	 	I I I	1 1 1			/
国交省の施設を対象に 定期点	    検結果等の情報をデータベース	情報の更新を継続			1			>
データベースを構築 に蓄積 番積し			<u>,</u> で広く共有	ı	ı			/ }
		15		1	1			/

#### 3. 情報基盤の整備と活用(2/5)

	~平成25年度	平成26年度			平成29年度	¦ 平成30年度	├ 平成31年度	平成32年度
② 注	(2013年度)							(2020年度)
日本にから生物です。一大の時間で、一大の時間で、一大の場合に対していません。 日本の表現に対していません。 「フラークの表現」 「大力の表現」 する。「大力の表現しませんな表現しま				 		i    -  -  -		
対策・利益・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	電子化フォーマットの統一ルールの	D明確化		<u></u>	ノフラ情報の電子化、	フォーマット統一	$\longrightarrow$	
サーター・ス・フラク・フィームを対抗した サーター・ス・フラク・フィームを対抗した サーター・ス・フラク・フィームを対抗した サーター・ス・フラク・フィームを対抗した サーター・ス・フラク・フィームを対抗した サーター・ス・フラク・フィームを対抗した サーター・ス・フラク・フィームを対抗した サーター・ス・フラク・フィースの強変を経過 電話を出ての処理 電話を出場について、プラをできるよう。選択的の支援を組織 電話を出場について、プラをできるよう。選択的の支援を組織 電話としての問題 電話を出場について、プラをできるよう。選択的の支援を組織 電話としての問題 電話を出場について、プラをできるよう。選択的の支援を組織 電話というの意思 ・ アーター・ス・アラク・フィースの強変を経過 電話というの意思 ・ アーター・ス・アラク・フィースの強変を経過 電話というの意思 ・ アーター・ス・アラク・アラクースの強変を経過 電話というの意思 ・ アーター・ス・アラク・アラク・アラク・アラク・アラク・アラク・アラク・アラク・アラク・アラク	各インフラ毎のデータベースの構動	<b>⊱·</b> 運用		プラ	ットフォームの構築、資	重用	$\longrightarrow$	
サータース・フラットラー・ACISML できない。 できない できない できない できない できない できない できない できない	分析・利活用・共有・発信ルールの	明確化		プラッ	トフォーム等を通じた	情報の公開		
サーター、ス・フランター・ACISMUN できるよう。 を受け、 できるという。 できる					)(	○データのます も		١
おおおおよいの原理     おおりません。				・構造物の諸元(建設年度、構造) 費用、施工者等) ・利用状況や気象・災害履歴 ・修繕等の履歴(時期、内容、費用	形式、規模、	・地理空間情報と	の統合	等
砂防設備と同様  ②海 岸  病策といの原理  海洋保全施設    精神管理検討について、データベースの構築を建立  技術管理検討について、データベースの構築を建立  技術管理検討について、データベースの構築を建立  技術管理検討について、変がすできるよう。技術的な支援を起検  直接した情報を、要表が無常を表す。  「下水温数機構がステム」を概念  「下水温数機構がステム」を概念  「下水温数機構がステム」の返用  無視した精神を、国、非公体の中で広く共和するとともに、  のかれたし、成のを基本に指数が構  を持ち、成のを基本に指数が構  を持ち、成のを基本に指数が構  「大水温数機構がステム」を概念  「下水温数機構がステム」を概念  「大水温数機構がステム」を表現  「大水の発展を表現した情報を表現  「大水の発展を表現した情報を表現  「大水の機構を表現  「大水の発展を表現した情報を表現  「大水の発展を表現  「大水の発展を表現  「大水の発展を表現  「大水の発展を表現  「大水の発展を表現  「大水の発展を表現  「大水の発展を表現  「大水の発展を表現  「大水の発展を表現  「大水の表現を表現  「大水の表現  「大水の表現を表現  「大水の表現  「大水の表現を表現  「大水の表現  「	カナベル防止体設 争	<b>個名地崩撞防止</b> 抗	——; क्र≣⊈ी			; 	 	
		<del>                                    </del>	ן ר <b>א</b> ם שו			 		
	 (砂防設備と同様					 		
海岸 保全施設   場合 空間								
海岸保全施設 海岸保全施設 海岸で世帯地について、データベースの構築を推進 海路した信頼を、国及び海戸岸間帯の中で共有 を外配設、処理施設、ボンプ施設 ] 電子としての設理 他の協設を対象に共通のデータベースである「下水道協計権をシステム」を構築 「下水道施設・加理施設、ボンプ施設 ] 電子のことしの連絡を対象に共通のデータベースである「下水道協計権をシステム」を構築 「下水道施設・加速を発生に表現の選出を対象のでした。 の実に使じ、原間を主導に指検経験 の実に使じ、原間を主導に指検経験 の実に使じ、原間を主導に指検経験 を決しての設理 国本権が解放のデータベースに地の情報を回転があるとともに、 の実に使じ、原間を主導に指検経験 を決しての数理 国本権が解放のデータベースに地の情報を対象を関係 を決しての数理 国本権が解放のデータベースに地の情報を回転があるとある 最終の施設 ] 和が特定すが領域した情報を更新 を対象を対象するとともに、 の実に使じ、原間を主導に指検と表現に対するデータベースへの情報の表現ができるよう。 技術的な支援を超検 を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を表現 を対象を対象を対象を表現した情報を更新 を対象を表現した協力の表示をの情報を支援を対象を表現 国本を対象があるましての数理 国本権が対象の表示をの情報を支援を表現 国施の検え等に加え、直検・参析、複雑・要素の砂胞素等チータベースに進加、活用 国施の検え等に加え、直検・参析、複雑・要素の砂胞素等チータベースに進加、活用 国施の機夫等に加え、直検・参析、複雑・要素の砂胞素等チータベースに進加、活用 国施の機夫等に加え、直検・参析、複雑・要素の砂胞素等チータベースに進加、活用 国施の機夫等に加え、直検・参析、複雑・要素の砂胞素等チータベースに進加、活用 国施の機夫等に加え、直検・参析 では、多様 国施の機夫等に加え、直検・参析 を提出を表現 事項とよりに対象を表現 を対象を表現を表現 を対象を表現を表現 を対象を表現 を対象を表現 を対象を表現 を対象を表現 を対象を表現 を対象を表現 を対象を表現 を対象を表現 を対象を表現 を対象を表現 を対象を表現 を対象を表現 を対象を表現 を対象を表現 を対象を表現を表現 を対象を表現を	<b>4</b> 海 崖					 	 	
毎岸保全施設] 南洋位東の削減を参加に データベースを指定  相特で理情報について、データベースの概要を推進  相特で理事機について、天命をできるよう。技術的な支援を経験  素情した情報を、固及び高井管理各の中で大者  多下水道  客格施設、処理施設、 ボンプ施設]  下水道  客格施設、処理施設、 ボンプ施設]  下水道施設情報システム」の適用  下ボル上情報を、原、治分なのやで広、共有するとともに、 必要に応じ、炭原金金等に情報受理  最後、現者総異に関するデータのとりまとかについて、防災・安全会付金等による財政的支援を維験  連携法上ての取済  連携法上にの取済  連携法上にの取済  連携法上にの取済  連携法上にの取済  連携法上にの取済  連携法上にの取済  連携法上にの取済  連携法上にの取済  連携法上にの取済  連携法としての取済  連携法としての取済  連携法としての取済  連携法としての取済  連携法としての取済  連携法としての取済  連携法としての取済  連携法としての取済  連携法としての取済  連携にた意識の選示等の信頼を選出すら連集を連携  連接した意識の選示等の信頼を要素  連接としての取済  連接としての取済  連接としての取済  連携法としての取済  連携法としての取済  連携法としての取済  連携法としての取済  連携法としての取済  連携法としての取済  連携にたる部のできるよう。技術的な変数を連携  連接した意識の選示等の信頼を選出するが基準を通知  表情としての取済  東京の指摘が変数を実施  連携した情報を要素  正常が構造を表述  表情とに対象の表示等の信頼を認まなら生まない。  表情とに対象の表示等のにな、自接・診断、接続・更新の結構な音をデータベースとに連携、採用  をおける場合にな、自接・診断、接続・更新の結構な音をデータベースと連携、採用  をおける場合にな、自接・診断、接続・更新の結構な音をデータベースと連携、採用  をおける場合にな、自接・診断、接続・更新の結構な音をデータベースとに連携、採用  をおける場合にな、自接・診断、接続・更新の結構な音をデータベースとに通信、採用  をおける場合になる。  本述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述				 		 		
報告管理者の設定を対象に ・ 対象を施設、処理施設、 ボンブ施設」  「下水道監督機能について、更新をできるよう、技術的な支援を維持  不相した情報を、版及び海洋管理者の中で共有  「下水道監督機能とした「原理を、版及び海洋管理者の中で共有  「下水道監督機能とした「原理を、成及び海洋管理者の中で共有  「下水道監督機能とした「原理を、成立の連挙を維護した。 「下水道監督機能を対象に共通のデータベースである「下水道監督機能システム」を構築  「下水道監督機能と対象に共通のデータベースである「下水道監督機能システム」を構築  「下水道監督機能と対象に共通のデータベースである「下水道監督機能とおける技術機会の登進者を図る  「下水道監督機能と対象に共通のデータベースである「下水道監督機能とおける技術機会の登進者を図る  「本の大力の表現・信止等の技術の支援を実施  「本の大力の表現・信止等の技術的支援を実施  「本の大力の表現を表現した。  「本の大力の表現・信止等の技術の支援を実施  「本の大力の表現・信止等の技術の支援を実施  「本の大力の表現・信止等の技術の支援を実施  「本の大力の表現を表現した。」  「本の大力の表現を表現した。  「本の大力の表現を表現した。」  「本の大力の表現を表現した。  「本の大力の表現を表現した。  「本の大力の表現と表現を表現した。」  「本の大力の表現と表現を表現した。  「本の大力の表現と表現を表現した。」  「本の大力の表現と表現を表現した。  「本の大力の表現と表現を表現した。」  「本の大力の表現と表現した。」  「本の大力の表現と表現した。」  「本の大力の表現を表現した。」  「本の大力の表現と表現を表現した。」  「本の大力の表現と表現した。」  「本の大力の表現と表現した。」  「本の大力の表現と表現した。」  「本の大力の表現と表現した。」  「本の大力の表現と表現した。」  「本の大力の表現と表現した。」  「本の大力の表現した。」   「本の大力の表現した。」  「本の大力の表現したる。」  「本の大力の表現したる。」  「本の大力の表現した。」  「本の大力の表現したる。」  「本の大力の表現したる。  「本の大力の表現したる。  「本の大力の表現したる。  「本の						 		
データイースを構築 相特管理情報について、更新をできるよう。接続的な支援を総験  事務した信報を、国及び海岸管理をの中で共有  「下水道監験「概要としての取越  な少年の推奨を対象に共通のデータイースである「下水道施設情報システム」を研集  「下水道監験情報と、エンプ施設」 「下水道監験情報と、ステム」の連用  「下水道監験情報と、ステム」の連用  「下水道監験情報と、ステム」の連用  「下水道監験情報と、ステム」の連用  「下水道監験情報と、ステム」の連用  「下水道監験情報と、ステム」の連用  「下水道監験情報と、大ンプ施設」 「下水道監験情報と、大・スである「下水道施設情報システム」を研集  「下水道監験情報と、現場なかの中で広く共有するとともに、少学に及じ、反開生業等に情報と興  「本語としての表現  「本語を表現  「本語を						!		
おおおいます。	データベースを構築	維持管理情報について、デー	ータベースの構築を推進 			1	1	
下下・水道     「下水道施設情報システム」を構築		維持管理情報について、更新	新をできるよう、技術的な支援を継続					
下水道施設(報と) 大学 (本語 ) (		蓄積した情報を、国及び海岸	 掌管理者の中で共有		<u> </u>	1	1	
情路施設、処理施設、ポンプ施設   「下水道施設情報システム」を構築   「下水道施設情報システム」の運用					! ! !	1		
宇路施設、処理施設、ポンプ施設      「下水道施設情報システム」を構築      本稿した情報を、題、地公体の中で広く共有するとともに、	5)下水道					 		
地公体の施設を対象に共通のデータベースである「下水道施設情報システム」を構築  「下水道施設情報システム」の運用  蓄能した情報を、医・地公体の中で広く共有するとともに、  必要に応じ、民間企業等に情報提供  データベースにより効率的な機特管理手法の実現や研究機関における技術開発の促進等を図る  高後・調査結果に関するデータのとりまとめについて、防災・安全交付金等による財政的支援を継続  画有港湾施設  所管者としての取組  国有港湾施設  高校・潜在を表現した情報を更新  システムの充実・強化等の技術的支援を実施  港湾管理者が高積した情報を更新  地湾管理者が高積した情報を更新  を対象に、 データベース  に情報を重載  本祖した情報を更新  本祖した情報を更新  本祖した情報を更新  施設の諸元等の情報を国及び各港湾管理者の中で広く共有  施設の諸元等に加え、点核・診断、核緒・更新の結果等をデータベースに追加、活用		 ポンプ施設]			 	 	 	
	世公体の施設を対象に共通のデータ	 ベースである「下水道施設情	<del> </del> 『報システム」を構築	「下水道施設情報システム」の	<u>'</u> D運用	I .	1 1	
を要に応じ、民間企業等に情報提供 データベースにより効率的な維持管理手法の実現や研究機関における技術開発の促進等を図る 高線・調素結果に関するデータのとりまとめについて、防災・安全交付金等による財政的支援を継続  書湾施設  画有港湾施設のデータベースに港遊管理者の施設を追加  を実施を追加  を実施を更新  をステムの充実・強化等の技術的支援を実施  港湾管理者がデータベースへの情報の更新ができるよう、技術的な支援を継続  著積した施設の諸元等の情報を国及び各港湾管理者の中で広く共有  施設の諸元等に加え、点核・診断、修繕・更新の結果等をデータベースに追加、活用  本港湾施設所有者としての取組  高者港湾施設  ボータベース  に情報を要新  データベース  に情報を要新	3211 07 70 112 (27) 371 - 712 (37)	T C G G T P T T T T T T T T T T T T T T T T	1	/	i	; h h + 1-		
注 湾			 				1 1	
連携	データベースにより効率的な維持管	理手法の実現や研究機関にお	いては一般では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ					
唐湾 施設     田有港湾施設のデータベースに港渡管理者の施設を追加     港湾管理者が蓄積した情報を更新     システムの充実・強化等の技術的支援を実施     港湾管理者がデータベースへの情報の更新ができるよう、技術的な支援を継続     蓄積した施設の諸元等の情報を国及び各港湾管理者の中で広く共有     施設の諸元等に加え、点検・診断、修繕・更新の結果等をデータベースに追加、活用     有港湾施設     芦ータベース     「「一タベース」     「信報を蓄積		りまとめについて、防災・安	ニーニ: マ全交付金等による財政的支援を継続	!	ļ	!		
唐海施設     「			1	1	I I	I I	I I	
国有港湾施設のデータベースに港湾管理者の施設を追加 港湾管理者が蓄積した情報を更新 システムの充実・強化等の技術的支援を実施 港湾管理者がデータベースへの情報の更新ができるよう、技術的な支援を継続 蓄積した施設の諸元等の情報を国及び各港湾管理者の中で広く共有 施設の諸元等に加え、点検・診断、修繕・更新の結果等をデータベースに追加、活用 蓄積した情報を更新 データベース に情報を蓄積	<b>港</b> 湾					 		
国有港湾施設のデータベースに港湾管理者の施設を追加 港湾管理者が蓄積した情報を更新 システムの充実・強化等の技術的支援を実施 港湾管理者がデータベースへの情報の更新ができるよう、技術的な支援を継続 蓄積した施設の諸元等の情報を国及び各港湾管理者の中で広く共有 施設の諸元等に加え、点検・診断、修繕・更新の結果等をデータベースに追加、活用 蓄積した情報を更新 を対象に、 データベース に情報を蓄積	 <b>歩湾施設</b> ]					 		
システムの充実・強化等の技術的支援を実施 港湾管理者がデータベースへの情報の更新ができるよう、技術的な支援を継続 蓄積した施設の諸元等の情報を国及び各港湾管理者の中で広く共有 施設の諸元等に加え、点検・診断、修繕・更新の結果等をデータベースに追加、活用 蓄積した情報を更新 を対象に、 データベース に情報を蓄積	所管者としての取組					 		
システムの充実・強化等の技術的支援を実施 港湾管理者がデータベースへの情報の更新ができるよう、技術的な支援を継続 蓄積した施設の諸元等の情報を国及び各港湾管理者の中で広く共有 施設の諸元等に加え、点検・診断、修繕・更新の結果等をデータベースに追加、活用 蓄積した情報を更新 を対象に、 データベース に情報を蓄積		    国有港湾施設のデータベー	; スに港湾管理者の施設を追加	港湾管理者が蓄積した情報を引	;	4		
蓄積した施設の諸元等の情報を国及び各港湾管理者の中で広く共有  施設の諸元等に加え、点検・診断、修繕・更新の結果等をデータベースに追加、活用  著積した情報を更新 を対象に、 データベース に情報を蓄積							l I	
施設の諸元等に加え、点検・診断、修繕・更新の結果等をデータベースに追加、活用   国有港湾施設		システムの充実・強化等の技	支術的支援を実施	港湾管理者がデータベースへの	の情報の更新ができ	るよう、技術的な	支援を継続	
施設の諸元等に加え、点検・診断、修繕・更新の結果等をデータベースに追加、活用   国有港湾施設		** 注:	2. 大国 取び夕 洪冰 笹 中 老 の 十 マ ナ ノ サ	<u> </u>	1	i	1	
<b>  有港湾施設所有者としての取組</b>		<b>番惧しに肔設の諸兀等の情</b> 報	版で国及い合港湾官埋有の中で広く共 	<del>  </del>	:	:		
国有港湾施設 蓄積した情報を更新 を対象に、 データベース に情報を蓄積 に情報を蓄積 (			施設の諸元等に加え、点検・診	断、修繕・更新の結果等をデータ	ベースに追加、活用	<b>∄</b>		
を対象に、 データベース に情報を蓄積	国有港湾施設所有者としての取組				 	 		
を対象に、 データベース に情報を蓄積	园 去 进 冰 妆 = n	茶種したはおと下が	<u> </u>	1				
	を対象に、 💙 データベース 🗸	<b>番傾しに情報を</b> 更新	1	ı	I	ı	1 1	
		蓄積した情報を、港湾局・名	各地方整備局等の港湾空港部等の中で	広く共有				
	•							

### 3. 情報基盤の整備と活用(3/5)

	平成26年度 (2014年度)		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	│ 平成29年度 │ (2017年度)	平成30年度   (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
基本計画ロードマップ _[情報基盤の整備・活用]		 			 			
電子化フォーマットの統一ルール・	の明確化			各イン	フラ情報の電子化、	フォーマット統一	$\rightarrow$	
各インフラ毎のデータベースの構	—————————————————————————————————————			プラッ	トフォームの構築、	重用		
分析・利活用・共有・発信ルールの	)明確化			プラッ	、フォーム等を通じ <i>た</i>	情報の公開		
			・プラットフォームを活用した 責、共有、利活用の推進	○データの蓄積 ・構造物の諸元(建設年度、構造形 費用、施工者等) ・利用状況や気象・災害履歴 ・修繕等の履歴(時期、内容、費用 ・劣化・損傷状況、健全性		○データの共有、₹ ・地理空間情報と ・交通等情報との	の統合	等
ク 空 港 空港土木施設] 所管者としての取組								
空港管理者に対し、「空港内の施設の	の維持管理指針」に基づき -	、施設の諸元	、施工条件、点検・診断及び修ん	・更新等の情報を蓄積し、維持管理	に活用するよう指導	を継続		
管理者としての取組		1					1	
「空港施設CALSシステ	■ の更新を継続	'		'	'		'	
ム」を構築、情報の蓄積を	した情報を、航空局・各	地方航空局及	び各地方整備局等の港湾空港	部等の中で広く共有	:	:		
「空港舗装巡回等点検システム」を全	<b>■</b> 全ての国管理空港に導入							
航空保安施設] 所管者としての取組								
地方管理空港等の職員に対し、保守	<del>-</del> ₹点検実施情報、障害情幸	・ 最等の蓄積・	舌用に関する指導を毎年実施	(無線施設)	•			
地方管理空港等の職員に対し、技術	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	情報等の収	集・共有を毎年実施(航空灯)	! ()	!	!	!	
管理者としての取組				 		 	 	
「運用・信頼性管理装置」 を活用したデータベースを 構築(無線施設)	】 の蓄積・更新、蓄積した情:	服について航	空局及び各地方航空局の中で加	5〈共有(無線施設)		\ 		
「技術管理業務実施要領」に基づく技	<b>■</b> 疫術管理データの蓄積・更新	・ 新、蓄積した情	情報について航空局及び各地方:	・ 航空局の中で広く共有(航空灯火)	ı	1	1	
		!		ı	Į.	!	 	
8 鉄道 鉄道、軌道、索道]								
鉄道、軌道、索道] 所管者としての取組								
鉄道、軌道、索道] 所管者としての取組 鉄道事業者等に対し、「鉄道に関する	技術上の基準を定める省で	う]等に基づき	・、検査等の記録を作成・保存す	るよう指導を継続				
鉄道、軌道、索道] 所管者としての取組	技術上の基準を定める省の	↑」等に基づき ・	・、検査等の記録を作成・保存す	るよう指導を継続				
鉄道、軌道、索道] 所管者としての取組 鉄道事業者等に対し、「鉄道に関する・ 中小鉄道事業者等の鉄道構造物を対象に、データベースを構築、	適切な運用を推進	う]等に基づき	・、検査等の記録を作成・保存す	るよう指導を継続				
鉄道、軌道、索道 所管者としての取組 鉄道事業者等に対し、「鉄道に関する。 中小鉄道事業者等の鉄道構造物を 対象に、データベースを構築、 情報を蓄積 <b>9 自動車道</b> 橋、トンネル、大型の構 所管者としての取組	適切な運用を推進 <b>着造物等</b> ]		・、検査等の記録を作成・保存す	るよう指導を継続				
鉄道、軌道、索道 所管者としての取組 鉄道事業者等に対し、「鉄道に関する。 中小鉄道事業者等の鉄道構造物を 対象に、データベースを構築、 情報を蓄積	適切な運用を推進 <b>着造物等</b> ] 自動車道事業者がデー に情報を蓄積・更新	マベース	目動車事業者が蓄積した情報を	更新				
鉄道、軌道、索道] 所管者としての取組 鉄道事業者等に対し、「鉄道に関する。 中小鉄道事業者等の鉄道構造物を対象に、データベースを構築、情報を蓄積  ②自動車道  高、トンネル、大型の構 所管者としての取組  「自動車道事業者の施設を対象に、対象に、対象に、対しての取組	適切な運用を推進 <b>着造物等</b> ] 自動車道事業者がデー に情報を蓄積・更新	ダベースへの	B動車事業者が蓄積した情報を 情報の蓄積、更新をできるよ	更新				

#### 3. 情報基盤の整備と活用(4/5)

~平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度   (2017年度)	平成30年度   (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
基本計画ロードマップ [情報基盤の整備・活用]			 					
電子化フォーマットの統一ルール(				<u>-</u> 	・ フラ情報の電子化、	ニーマット統一		
各インフラ毎のデータベースの構				<del></del>	トフォームの構築、i		=	_
分析・利活用・共有・発信ルールの	)明確化			プラッ	トフォーム等を通じた	情報の公開		
	-			-				
			-ス・プラットフォームを活用した 春積、共有、利活用の推進	<ul><li>○データの蓄積</li><li>・構造物の諸元(建設年度、構造用費用、施工者等)</li><li>・利用状況や気象・災害履歴・修繕等の履歴(時期、内容、費用・劣化・損傷状況、健全性</li></ul>	ý式、規模、 	○データの共有、雨・地理空間情報と・交通等情報との	の統合	等
⑩航路標識						1		
<b>抗路標識</b> ]								
管理者としての取組			 	 	 	 		
直轄施設を対	lt to a Tar			!	1		 	
象とするデー スへの情報	情報の更新 			L	1	1	1	
築 の蓄積	蓄積した情報を、海上	保安庁本庁	及び各管区海上保安本部の中でD	なく共有 	1	ı	1	
公園								
都市公園等] <sup>所管者としての取組</sup>								
N B B C C C C C C C C C C C C C C C C C	地公体が管理する施設	の共诵のデ	<u>!</u> 一タベースのあり方について、調査	_!	!	!	!	
			I	1	1	I	1	
	データベースに蓄積する	る情報を必要 	ミに応じ、国、地公体及び民間企業等 - -	等と広く共有し、効果的かつ的確な約 	推持管理を推進 ──├───────	!	:	
管理者としての取組			i 	i I I	i 	i !	i ! !	
国交省の施設を対象に、データベース	を構築し、情報を蓄積		情報の更新を継続	T	·	•		
蓄積した情報を、都市局及び各地方	整備局等の建設部等の	中で広く共	有					
			1 1 1 1	 	 	 	1 1	
② 住 宅			 		 	 		
公営住宅]			1 					
所管者としての取組			1 	 	 	 	 	
	地公体が管理する施設	を対象とする 	5共通のデータベースに係る調査検 	計 	i	i	;	
JR賃貸住宅] 所管者としての取組			 					
JRにおいて、共通のデータベース を構築	適切な運用が図られる。	 よう、必要/	<u>.</u> こ応じて情報提供	1	I	I	1	
を 情末			1 1	1			1	
の中に歩き								
③官庁施設 官庁施設]				i   			; ; ;	
<b>ヨ ノブ が心 記文 」</b> 所管者としての取組			 	 	i 	i I I	 	
全ての官庁施設を対象とし、データ	ベース(官庁施設情報	管理シス	    各省庁に対して保全実態調査を	・	1	1	!	
テム(BIMMS-N))に情報を蓄		/	I	へ250、13世で母牛文利	1	1	1 1	
	情報の蓄積・更新がで	きるよう、	技術的な支援を継続   			i		
地公体が利用するデータベースへの				1				
地公体が利用するデータベースへの 管理者としての取組			1					
管理者としての取組	記を対象レー ニーク	~~~\ ~~~~	情報を毎年更新	1	<u> </u>		'	
				・ ・ 並びに官庁営繕部及び各地方整備	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · ŧ有		

# 3. 情報基盤の整備と活用(5/5)

2016年度   2016年度	~平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		平成30年度			
情報基準の整備・活用			(2015年度)	(2016年度)	(2017年度)	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	_
### ### ### ### ### #################		•	 		 	 	   		
3日 - 日本	電子化フォーマットの統一ルール	の明確化		各インフ	クラ情報の電子化、フ	フォーマット統一	$\longrightarrow$	'	\
### 1	各インフラ毎のデータベースの構	築·運用		プラット	フォームの構築、選	<b></b> 国用	$\longrightarrow$		}
### から、アン・カー から できます。	分析・利活用・共有・発信ルールの	D明確化		プラット	フォーム等を通じたロ	情報の公開			/
中・プロ画・用・スキーの注意 中・プロ画・用・スキーの注意 中・プロ画・用・スキーの注意 中・プロ画・用・スキーの注意 「関・大きないない」 「本語の表記 を考えていない。 「本語の表記 を考えていない。」 「本語の表記 を考えていない。」 「本語の表記 を考えていない。」 「本語の表記 を考えていない。」 「本語の表記 を考えていない。」 「本語の表記 「本記 「本語の表記 「本語の表記 「本語の表記			(		<u> </u>			اا	
・				費用、施工者等)	式、 <b>規</b> 模、			等 <b>]                                    </b>	
<b>開金標</b>				・修繕等の履歴(時期、内容、費用、	施工者等) 等				
<b>開金標</b>			 		 	 	1		_
歴史を配成の設金を対象に、「本 単独の展示 ) 説 「独議 ) 一般	<b>⑭観測施設</b>				 		 		
田本地用版の名談を対象に、「本 ・ 本書連載等子です」とび「程金」 一類した情報を 部 要なしたの味 「本義子の体に、デッ ペースを構築し、情報を直摘 ・ 本義所的な取組 ・ 株養アウットフォームの ・ ステル場所、プルトライブ協名 ・ ファッカーフェームの ・ ファッカーフェームの ・ ファッカーフェームの ・ ファッカーフェームの ・ ファッカーフェームの ・ ファッカーフェームの ・ ファッカーフェームの ・ ファッカースを対し、アーカーの ・ ファッカーのでは、アーカーのでは、本義のでは、			 		 	 			
	管理者としての取組		 	į	i !	i !	i		\
(気象レーダー施設	子基準点属性データ」及び「験潮	情報の更新			1				$\rangle$
東西者としての歌劇	場の情報」を構築し、情報を蓄積	蓄積した情報を、国土地理院本	院及び各地方測量部の中で広く共有 		!	I I	Į.		$\rangle$
東西者としての歌劇	「気象レーダー施設」		 		 	 			
集談中の大・取名					1				
横断的な取組	気象庁の施設を対象に、データ	情報の更新							>
情報プラットフォームの   システム検討・構築   システム検討・構築   システム検討・ プロトタイプ整体   プロトタイプ部分の週月・ 辞価   ジステム運用開始   システム運用開始   ジステム運用開始   ジステムを対する		蓄積した情報を、気象庁本庁及	び各気象台の中で広く共有		'		'		>
情報プラットフォームの   システム検討・構築   システム検討・構築   システム検討・ プロトタイプ整体   プロトタイプ部分の週月・ 辞価   ジステム運用開始   システム運用開始   ジステム運用開始   ジステムを対する			 	1	 	 	 		
情報プラットフォームの   システム検討・構築   システム検討・構築   システム検討・ プロトタイプ整体   プロトタイプ部分の週月・ 辞価   ジステム運用開始   システム運用開始   ジステム運用開始   ジステムを対する					 				
システム検討、プロトタイプ部分の連用・評価   シヘテム連用期間	横断的な取組				1				
ZATATATATATATATATATATATATATATATATATATAT	情報プラットフォームの	システム検討・構築	システム運用開始	i	<u>i</u>	i	İ		>
190	[ンステム快討、フロトダイフ登庫/	フロトダイン部分の運用・評価					İ		/
196			 		 	 	 		
196					 				
19			 		 				
19			 		 				
19					1				
19									
19					 				
19			 	i ! !	; ! !	; ; ;	 		
19			 		 	 	   		
19			i ! !		i 1 1	 	 		
19					i ! !		 		
19					1				
19					 	 	 		
19					 		 		
19			1		i ! !	 			
			10	)	 		 		

### 4. 個別施設計画の策定・推進(1/3)

~平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	│ 平成29年度 │ (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度   (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
○基本計画ロードマップ		(2013-4-) <del>Q</del> )	(2010-4-) <del>\$</del> )	(2017年度)	(2010 <del>年)夏</del> )	( <b>2019-11号</b> )	(2020-+1 <del>-</del> 1111111111111-
[個別施設毎の長寿命化	計画策定]	 			 	! ! !	
未策定の施設の計画策定を推進					負∙診断結果や維持 	寺・更新状況等をふ	まえ、計画を更新 
① 诺 吸		 	 			1 1 1 1	
① 道 路 [道路施設の一部]		 	 				
所管者としての取組		1 	 	 	 	 	
	地公体が実施する「個別施設計画 防災・安全交付金等による支援	(道路橋長寿命化修繕計画等) の策策 	定・変更」について、「Ⅵ. 1. 	点検・診断/修繕・]	更新等 〇交付金	等による支援」の	とおり、
全国の橋梁(15m以上)の個別施設	设計画(道路橋長寿命化修繕計画)	を策定			 	! ! ! !	
	15m未満の橋梁、トンネル、大	型の構造物についても、個別施設計D	画の策定を推進	•			
管理者としての取組		1 		 	1 1 1 1	1 	
	トンネルについて個別施設計画を	策定		 			 
	大型の構造物について個別施設計i	<u>'</u> 画を策定			1 	! 	 
		 			1 1 1 1 1	 	 
		1 1 1 1	 	 	1 1 1 1	1 	 
②河川・ダム		 		 	 		
[河川管理施設の一部] 「所管者としての取組		 		 	 	! 	 
地公体を対象に、各地方整備局等の	┃ 可川部等を窓口として、個別施設計	<u>!</u> 画策定に関する技術的支援を継続	!	· ·	!		!
	地公体が実施する「個別施設計画」	. の策定・変更」について、 新等 ○交付金等による支援」のとa		支煙	 	 	
管理者としての取組	VI.	材寺 ()文刊 並寺による文族] ()(こる    -	<b>□ 2)、</b>	/ 文版			
主要な河川管理施設について、個別が	施設計画を策定	!	!	その他の河川管理	<u>:</u> 里施設について、(	<u>'</u> 固別施設計画を策況	Ē
[ダム]		1 1 1	1 		 	1 	
所管者としての取組		1 1 1 1		 	1 	1 	 
※河川管理施設と同様		: 			 		
管理者としての取組		1			 	! ! ! !	
国交省が管理するダムについて、個別	別施設計画を東定	, 			 	 	 
		1 1 1 1		 	1 1 1 1	1 	 
③ 砂 防		; ! !		 		 	
[砂防設備]		 			 	; 	 
所管者としての取組	「砂防関係施設長寿命化計画策定			 	 	I I I	
	ガイドライン」を策定	地公体へ参考に情報提供   		ı		!	
		(砂防関係施設長寿命化計画)の策3 新等 ○交付金等による支援」のとな !		J支援 -	>	 	
○国の施工管理者としての取		·    - 	i !				 
	王(の対象施設につき値別施設計)	画(砂防関係施設長寿命化計画)を - -	表 <b>在</b> - -			1 1 1 1	 
管理者としての取組		1 1 1 1				1 1 1 1	 
	全ての対象施設につき個別施設計	画(砂防関係施設長寿命化計画)をst :	<b>策定</b>			 	
[地すべり防止施設、急	傾斜地崩壊防止施討	<u>}</u> ]				1 1 1 1	 
所管者としての取組		1 1 1 1				1 1 1 1	 
※砂防設備と同様		20	I I	1	l I	I I	I I

## 4. 個別施設計画の策定・推進(2/3)

(2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	│ 平成29年度 │ (2017年度)		(2019年度)	(2020年度
基本計画ロードマップ					 	 	; 
[個別施設毎 <u>の</u> 長寿命化	前 凹 泉 足 」		!	<u> </u>	<u>'</u> 食∙診断結果や維持	! - ・更新状況等をふ	<u>'</u> まえ、計画を更
未策定の施設の計画策定を推進 				1			
4 海 岸			 		 	 	 
<u>プー/母 /干</u> ] 海岸保全施設 の一部			 		 	 	 
所管者としての取組			 			 	
「海岸保全施設の維持管理マニュ	 	設維持管理マニュアル」について	<u>!</u> 、技術的助言として周知	!	! !	1	!
アル」を改定	海岸管理者が実施する「個別施設計		I	 金等による支援」 <i>の</i>	とおり、	     (東日本大震災	- の被災地等の
	防災・安全交付金等により支援			1	/		2年度まで支援)
⑤下水道			 		 	 	'    -  -  -
管路施設、処理施設、	ポンプ施設]				 		 
所管者としての取組			 		 	 	 
「ストックマネジメント手法 を踏まえた下水道長寿命化計 地名	♪体に対し、個別施設計画(下水道:	長寿命化計画)の策定方針等とし <sup>-</sup>	て、同手引き(案)を参考に情報	提供			
画策定に関する手引き(案) 策定				1	ı	ı	ı
		た計画的な改築」について、防災・	・安全交付金等により支援				
設計画の策定を義務付け				i \	 	i I	
供用開始後30年を経過した施設を	・管理している地公体において、個別 ■	別施設計画が策定されるよう、取組	祖を推進 !	<b>&gt;</b>	 	 	 
6 港 湾			! ! ! !		! ! ! !	 	! ! ! !
<u>ジー/ラ</u> 港湾施設の一部]			1 1 1 1		1 1 1 1	1 1 1 1	 
所管者としての取組			 		 	 	! ! ! !
「港湾施設の長寿命化等に資する計 の策定	一画の策定ガイドライン(案)」	港湾管理者に対し、維持管理計画	・ [の策定方針等として、同ガイドラ	· 5イン(案)を参考	に情報提供		
地公体が実施する「個別施設計画の領点検・診断/修繕・更新等 〇交付金			 	 	 	 	 
災・安全交付金等により支援	正寺による文法」のとおり、例		 		 	 	 
国有港湾施設所有者としての取組			 		! 	! ! !	! ! !
個別施設計画のうち維持管理計画につ	ついて、定期的な点検・診断等を踏ま	まえ、適宜内容の見直し					
<b>7</b>			 		 	 	 
<u>⑦ 空 港</u> 空港+************************************			 	i   		 	 
空港土木施設の一部] <sub>所管者としての取組</sub>			1 		 	 	 
「空港内の施設の維持管理指	空港管理者に対し、同指針に基づ	ナード 首 た 健 生		İ	i I	i i	 
針」の策定 管理者としての取組	上心官垤石に対し、 同相町に基 ノ	さ、旧等で秘机			 	l 	 
			i I	! !	i I	i !	<u>i</u>
空港毎に個別施設計画を策定	随時見直しを行っていくことで、戦略	由リな無付官理・史 <b>初</b> を美施	1	i	i I		i i
空港機能施設]			 	 	I I I	I I I	 
所管者としての取組			======================================	1	1 1 1	 	1
国の建築物等の保全において実施し 	、ている確認項目・確認方法、中長期	汁幽の策定方法につき、引き続き、施	②設管埋者に対し参考に情報提供 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	i	I I	i I	
8 鉄 道							 
<u>・</u> 鉄道・軌道の一部]							 
所管者としての取組							 
			<u>!</u> 準等」及びそれらに基づく記録等)に	1	1		

#### 4. 個別施設計画の策定・推進(3/3)

~平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	│ 平成29年度 │ (2017年度)	平成30年度   (2018年度)	╎平成31年度 │ (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
基本計画ロードマップ [個別施設毎の長寿命化							
				! 点	<u>!</u> 食∙診断結果や維持	! 寺・更新状況等をふ	<u>-</u> - - - - - - - -
未策定の施設の計画策定を推進 				1	The state of the s		
9自動車道				: 	 		
橋、トンネル、大型の棉	】 靠造物]				 	 	 
所管者としての取組	「自動車道の長寿命化等に資する				! 	! !	<u> </u>
	計画の策定の要領」を策定	自動車道事業者に対し、同要領を	周知	!	!	!	!
⑪航路標識					; ; ; ; ;	; ! ! !	; ; ; ; ;
航路標識] <sub>管理者としての取組</sub>					 	 	 
全ての対象施設につき個別施設計画	(長ま会ルシ南) ナ笠ウ	点検・診断結果や維持管理状況等	:大姚士之 同弘而の物织大林准	i	i !	i !	i !
主(の対象施設につき個別施設計画	(長寿叩化計画)を東走	点快・診断結果や維持官理状況等	・を始まえ、问計画の収組を推進	1	1 1 1	1	1 1
① 公 園		 			 	! ! !	; 
都市公園等の一部] 所管者としての取組					 	 	 
所官名としての政権		· る地公体の6割で個別施設計画(	長寿命化計画)を第宝		; 	! ! !	; ! ! !
				/	! !	I I	
	地公体に対し、「公園施設長寿命	化計画策定指針(案)」を技術的!	切言として周知	1		I I	!
地公体が実施する「個別施設計画の領	策定・変更」について、「VI. 1. ; <b>▼</b>	点検・診断/修繕・更新等 ○交付会	金等による支援」のとおり、防災	・安全交付金等によ	る支援を継続	<del>}</del> !	1 1 1 1
管理者としての取組				į	! !	!	i
国営公園について、公園施設長寿命	化計画策定指針(案)に基づき、(	<ul><li></li></ul>	Eを推進 	1	i	!	!
② 住 宅					! ! ! !	! ! ! !	! ! ! !
公営住宅]					 	 	1 1 1 1
所管者としての取組	₩八件整束按 <b>十</b> 721…5%入事	・芝木米笠にのいて、個別な記念	(長妻会心弘帝) の姓中と吐≪	   		4 日記面の	
		善事業等について、個別施設計画			N 安件とし、51さ T	「枕さ、向計画のデ	を推進
八九任代公司	個別施設計画(長寿命化計画)未 	策定の地公体を対象に、引き続き、	同計画策定に必要な情報提供等	・ 	I I	1 1	<u> </u>
公社賃貸住宅] 所管者としての取組		 		 	 	 	 
	地公体(出資団体)を対象に、個別	別施設計画(長寿命化計画)に係る。	必要な情報提供を実施				
UR賃貸住宅]		 		 	1 1 1 1	 	1 1 1 1
所管者としての取組				1	 	 	 
URが策定した個別施設計画(長寿命	市化計画)に基つき、的確な維持・管理	理を実施できるよう必要に応じて情報!   	是供を実施 	1	I	<u> </u>	I
13官庁施設					 	 	 
官庁施設の一部]		 			 	: 	  - 
所管者としての取組 個別施設計画を構成する「中長期保金	▲ ◆計画」及び「保令会帳」が作成さ	I I Nストネ保수指道を宇体		1	! !	1 1	1
			┍╬╈╬┸┸╬┸				
		長期保全計画」及び「保全台帳」のf 	F 収力法の周知及ひ作成の支援 				
各省各庁との連権のもと、個別施設記	計画の策定を推進	<u> </u>		i	i	i	
管理者としての取組		(AE. ) 4 # 4			 	 	 
対象とする全ての施設で個別施設計	世(「中長期保全計画」及び「保全			<i>)</i>	 	 	 
		策定した個別施設計画は適宜更新		-	!	!	I I
14観測施設						  -  -  -	 
※該当無し		22		I I	 	I I	 

#### 5. 新技術の開発・導入(1/3) 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 ~平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 (2013年度) (2014年度) (2015年度) (2016年度) (2017年度) (2018年度) (2019年度) (2020年度) ○基本計画ロードマップ [新技術の開発・導入] 随時現場導入 〒 既存技術も含めた 現場での実証・ 各種技術研究開発 実証結果の分析・評価 ICT、センサー、モニタリング、ロボット、 監視・観測デバイス、非破壊検査、構造物の性能評価 補修・補強、構造材料の信頼性保証、新材料 等 研究機関の機能強化 ニーズ・シーズの的確な把握 ・評価・認証制度の充実 新技術の開発・導入体制の見直し 道路 [道路施設] 「新道路技術会議」を活用した研究開発・産学官共同研究開発を推進 民間開発技術の公募・試行・評価を推進 道路ストックの長寿命化に関して、点検合理化のための研究開発等を推進 ・上記の技術が導入されている各施設における取組を収集、適用条件等を整理 国交省の施設で積極的に活用するとともに、地公体に対して参考に情報提供 橋梁やトンネルの点検における近接目視や打音検査を代替・支援する技術等について、民間等のロボットを公募 国交省の施設等への現場導入・普及に向けた現場検証・評価 随時現場導入・普及 ②河川・ダム [河川管理施設] 河道、堤防、コンクリートの効率的な点検・診断技術の開発と実用化及び長寿命化に資する技術開発 上記の技術の実用化、現場導入及び普及に当たり、現地での試行を容易とする環境作り 民間等のロボットを公募 水中部における近接目視等を代替・支援する技術等について、民間等のロボットを公募 ・国交省の施設等への現場導入・普及に向けた現場検証・評価 随時現場導入・普及 [ダム] 効果的なダム堤体の健全度診断技術等の開発、活用を促進 上記の技術の適用条件等を把握し、現場導入を目指す ・水中部における近接目視等を代替・支援する技術等について、民間等のロボットを公募 ・国交省の施設等への現場導入・普及に向けた現場検証・評価 ・随時現場導入・普及 ③ 砂 防 [砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設] ・砂防設備等の点検合理化のための研究開発を推進 ・新技術が導入されている各施設における取組を収集、適用条件等を整理 地公体に対して参考に情報提供 4 海 岸 [海岸保全施設] ・砂防設備等の点検合理化のための研究開発を推進 ・新技術が導入されている各施設における取組を収集 海岸管理者に対して参考に情報提供 ⑤下水道 [管路施設、処理施設、ポンプ施設]

上記の技術について、ガイドラインの策定、説明会の実施等により、現場導入、普及を目指す

<del>23,</del>

早く安価に調査可能な新技術につき、開発・導入を推進

上記の技術について、効率的な点

検・調査手法等の実証を実施

#### 5. 新技術の開発・導入(2/3) 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 ~平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 (2013年度) (2014年度) (2015年度) (2016年度) (2017年度) (2018年度) (2019年度) (2020年度) ○基本計画ロードマップ [新技術の開発・導入] 随時現場導入 各種技術研究開発 実証結果の分析・評価 ICT、センサー、モニタリング、ロボット、 監視・観測デバイス、非破壊検査、構造物の性能評価 補修・補強、構造材料の信頼性保証、新材料 等 研究機関の機能強化 ニーズ・シーズの的確な把握 評価・認証制度の充実 新技術の開発・導入体制の見直し **⑥** 港 湾 [港湾施設の一部] 鉄筋コンクリートの鉄筋腐食状況 をセンサーにより感知する技術に 現場導入を目指す(普及はH27年度以降) つき、実証実験の評価・分析 鋼材の肉厚を計測するための超音波技術を用いた 現場導入に向けた現地計測を実施 非接触式測定機の開発について、計測手法を確立 視覚データを連続的に取得する遠隔操作無人調査装置(ROV等)の開発について、 現場等での実証実験を実施し、普及に向けた維持管理マニュアルに随時反映 技術的課題の解決を目指す [空港土木施設] 維持管理の効率化のための技術として開発した 導入した新技術を活用し、点検を実施 空港舗装点検システムを、国管理の全空港に普及 舗装の層間剥離を早期に確認するための技術として確立した 導入した新技術を活用し、点検を実施 熱赤外線カメラを国管理の全空港に普及 損傷の点検・診断手法の技術開発 上記の技術について、現場導入 施設整備及び更新の際にライフ サイクルコスト等の検討を行っ 現場導入・普及 た上で、維持管理に配慮した構 造、工法を検討 [空港機能施設] 点検や修繕に関する新技術につき、管理者に対して、参考に情報提供 鉄 [鉄道、軌道] 軽量化された打音検査装置の開発等 高架構造物における常時モニタリング等の技術開発及び評価の実施 9自動車道 [橋、トンネル、大型の構造物等] ※該当無し ⑪航路標識

[航路標識]

策定

腐食劣化診断モニタリング技術に

ついて、「劣化診断マニュアル」を

・「劣化診断マニュアル」に

基づく取組を推進

実証結果を評価

実証結果の評価を踏まえ、

「劣化診断マニュアル」を

見直し

現場導入、普及

24

#### 5. 新技術の開発・導入(3/3) ~平成25年度 平成26年度 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 平成27年度 平成28年度 (2013年度) (2014年度) (2015年度) (2016年度) (2017年度) (2018年度) (2019年度) (2020年度) ○基本計画ロードマップ [新技術の開発・導入] 随時現場導入 既存技術も含めた 現場での実証・ 各種技術研究開発 実証結果の分析・評価 ICT、センサー、モニタリング、ロボット、 監視・観測デバイス、非破壊検査、構造物の性能評価 補修・補強、構造材料の信頼性保証、新材料 等 研究機関の機能強化 ニーズ・シーズの的確な把握 ・評価・認証制度の充実 新技術の開発・導入体制の見直し ① 公 袁 [都市公園等] ・新技術が導入されている各施設における取組を収集し、適用条件を整理 ・上記を各省庁及び地公体に対して参考に情報提供することにより、現場導入、普及を目指す 12 住 宅 「公営住宅、公社賃貸住宅、UR賃貸住宅」 ・「公的賃貸住宅長寿命化モデル事業」を通じ、民間等からの先導性ある改修の取組を支援 ・事業を通じて得られる技術的知見等を地公体に共有 改修のための技術等について、性能 分野毎の課題、技術の概要及び工事 「技術情報」、「個別技術シート集」にまとめた技術について、普及を図る の進め方等をまとめた「技術情報」 「個別技術シート集」を作成・公表 ・性能・機能等に関する課題分析 外壁診断装置について、 ・診断精度向上のための技術的検討 外壁診断マニュアル、外壁診断装置の技術評価基準等の整備を通じ、現場導入 普及 実証実験により課題等を抽出 ・性能評価のための技術資料を整備 13官庁施設 [官庁施設] ・新技術が導入されている各施設における取組を収集し、適用条件を整理 ・上記を各省庁及び地公体に対して参考に情報提供することにより、現場導入、普及を図る 長寿命化に資する材料・構工法について、改修等の機会を捉えて、現場導入・普及を検討 4 観測施設 [測量標、気象レーダー施設] ※該当無し 横断的な取組 寒冷な自然環境下における構造物の維持管理のための技術開発等 (劣化診断手法、性能評価手法、予防保全策、適切な施工法など) 普及 現場導入、評価·改良 「社会インフラのモニタリング技術活用推進検討委員会」等における、 技術の活用推進に向けた方向性検討、現場実証に向けたニーズとシーズのマッチング ・現場実証の実施とその結果の評価・分析 モニタリングデータと社会インフラの損傷・劣化等の関係性検討 ・随時現場導入・普及 ・「次世代社会インフラ用ロボット現場検証委員会」を通じた産学によるロボット技術の公募及び国交省の施設等での現場検証・評価 「次世代社会インフラ用ロボット開 発・導入検討会」によるニーズと シーズのマッチング(重点分野の策 開発途上の新技術の開発・改良に対する支援(経済産業省・NEDOによるプロジェクト) 定) NETIS上に維持管理に係る 現場における活用・評価の結果有用と判断された技術につき、 技術を対象とした 「維持管理支援サイト」における情報提供等を通じて普及促進 「維持管理支援サイト」を立ち上げ 現場のニーズに基づくテーマを設定し公募した維持管理に係る新技術を、現場で活用・評価

25

## 6. 予算管理(1/3)

~平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
(2013年度)	(2014年度)	(2015年度)	(2016年度)	(2017年度)	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	
○基本計画ロードマップ			 	 		 	 	
[予算管理]						 	! !	
				予算の平準		- 	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
維持管理・更新費の将来見通しの	の想定							/
							<u> </u>	
			 		・新技術による	るコスト縮減 よるコスト平準化	) l	
						まるコストー学化 集約化による効率	的使用 等 📗	
				!		I I		
① 道 路						! 	! !	
 [道路施設]						!   	i !	
所管者としての取組						 		
			I	1 1	1	I	l .	
「VI. 1. 点検・診断/修繕・更新等	等 ○交付金等による支援」及び「V 	T. 4. 個別施設計画の策定・推進」 	」の取組を継続 					/
高速道路について、建設債務の償還後	▶ 15年を上限として料金を継続Ⅰ	て徴収し 再新事業を実施 (第1:	・ 8.6回国会に法案を提出中)					$\setminus$
	、 「 0 平と工限 C 0 で 平型 と 極 が に		1 0 0 回日本で海来で採出す/	1 1	1 1	ı	ı	
管理者としての取組			 	 		 	 	
・点検・修繕を最優先とし、必要な予		2計画(橋梁長寿命化修繕計画等)	こ基づく計画的な点検・診断、修繕	・更新を実施				>
・「VI. 5. 新技術の開発・導入」の	7収組で推進		i	1			i	
						 	! !	
						 	! !	
②河川・ダム			 			! 	: !	
			' 			 	: !	
[河川管理施設]							!	
所管者としての取組						 	 	
「VI. 1. 点検・診断/修繕・更新等	E ○交付金等による支援」及び「V	T 4 個別施設計画の策定・推進	」の取組を継続	•		•		$\setminus$
THE TANKS WELL TO THE CANAL								
河川にある様々な施設の実態に応じた	と耐用年数等を継続的に調査し、河川	川の管理特質に適した対策の評価手流	去、維持管理・更新手法を検討					>
管理者としての取組								
・個別施設計画に基づく計画的な点板	┃ 食・診断、修繕・更新を実施						1	
・「VI. 5. 新技術の開発・導入」の	り取組を推進					ı	1	/
[ダム]			 	I		 	 	
所管者としての取組			 			 	 	
別官省としての収益			I I	I I		I I	 	
「VI. 1. 点検・診断/修繕・更新等	等 ○交付金等による支援」及び「V	I. 4. 個別施設計画の策定・推進」	」の取組を継続					$\geq$
管理者としての取組						 	 	
・個別施設計画に基づく計画的な点板							;	$\setminus$
・「VI. 5. 新技術の開発・導入」 <i>0</i>	D取組を推進 		i	i	i	i	i	$\langle$
			 			 	1 1 1	
			 			 	1 1 1	
			 			 	1 1 1	
③ 砂 防			 			 	! ! !	
[砂防設備]						 	 	
所管者としての取組			' 				; 	
別官省としての政権				į				
「VI. 1. 点検・診断/修繕・更新等	等 ○交付金等による支援」及び「V 	1. 4. 個別施設計画の策定・推進」	」の取組を継続					$\geq$
〇国の施工管理者としての取	組		 	! !		 	 	
・個別施設計画に基づく計画的な点格		 穿を実施						$\setminus$
・「VI. 5. 新技術の開発・導入」の	D取組を推進 		1					$\langle$
管理者としての取組			I I I	! !		 	 	
・個別施設計画に基づく計画的な点核								\
・「VI. 5. 新技術の開発・導入」の	D取組を推進 			!			!	$\overline{}$
							1	
[地すべり防止施設、急	傾斜地崩壊防止施設	:1					1	
所管者としての取組							 	
						1	 	
※砂防設備と同様				1		I I	I I	
		26	I 	I I		l I	 	
								4

#### 6. 予算管理(2/3)

本計画ロードマップ	<b>设]</b> -よる支援」及び「Ⅵ.  -よる支援」及び「Ⅵ.  - C C プログラム)を港	4. 個別施設計画の策定・推送 4. 個別施設計画の策定・推送	<b>生」の取組を継続</b>	予算の平 <sup>2</sup>	・新技術によ・長寿命化に	を化に向けた取糸のコスト縮減によるコスト平準化を集約化による効率	
4 海岸 毎岸保全施設] 所管者としての取組 「VI. 1. 点検・診断/修繕・更新等 〇交付金等に を	<b>设]</b> -よる支援」及び「Ⅵ.  -よる支援」及び「Ⅵ.  - C C プログラム)を港	4. 個別施設計画の策定・推送 4. 個別施設計画の策定・推送	<b>生」の取組を継続</b>	予算の平差	・新技術によ・長寿命化に	るコスト縮減によるコスト平準化	
	<b>设]</b> -よる支援」及び「Ⅵ.  -よる支援」及び「Ⅵ.  - C C プログラム)を港	4. 個別施設計画の策定・推送 4. 個別施設計画の策定・推送	<b>生」の取組を継続</b>		・長寿命化に	よるコスト平準化	(4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)
海岸保全施設 ] 所管者としての取組  「VI. 1. 点検・診断/修繕・更新等 〇交付金等に  「VI. 1. 点検・診断/修繕・更新等 〇交付金等に  「VI. 1. 点検・診断/修繕・更新等 〇交付金等に  「VI. 1. 点検・診断/修繕・更新等 〇交付金等に  「VI. 1. 点検・診断/修繕・更新等 〇交付金等に  定期点検結果等を用いた維持管理計算プログラム(L  「VI. 1. 点検・診断/修繕・更新等 〇交付金等に  定期点検結果等を用いた維持管理計算プログラム(L  「VI. 5. 新技術の開発・導入」の取組を推進  「VI. 5. 新技術の開発・導入」の取組を推進  「VI. 5. 新技術の開発・導入」の取組を推進  「VI. 1. 点検・修繕/修繕・更新等 〇交付金等に  管理者としての取組  ・個別施設計画(維持管理・更新計画)に基づく計画  ・個別施設計画(維持管理・更新計画)に基づく計画	<b>设]</b> -よる支援」及び「Ⅵ.  -よる支援」及び「Ⅵ.  - C C プログラム)を港	4. 個別施設計画の策定・推送 4. 個別施設計画の策定・推送	<b>生」の取組を継続</b>		・長寿命化に	よるコスト平準化	4的使用 等
無岸保全施設 ] 所管者としての取組  「VI. 1. 点検・診断/修繕・更新等 ○交付金等に  「VI. 1. 点検・診断/修繕・更新等 ○交付金等に  「VI. 1. 点検・診断/修繕・更新等 ○交付金等に  「VI. 1. 点検・診断/修繕・更新等 ○交付金等に  「VI. 1. 点検・診断/修繕・更新等 ○交付金等に  「VI. 1. 点検・診断/修繕・更新等 ○交付金等に  定期点検結果等を用いた維持管理計算プログラム (L  「VI. 1. 点検・診断/修繕・更新等 ○交付金等に  で 港  空 港  ・「VI. 5. 新技術の開発・導入」の取組を推進  「VI. 5. 新技術の開発・導入」の取組を推進  「VI. 1. 点検・修繕/修繕・更新等 ○交付金等に  管理者としての取組  ・個別施設計画 (維持管理・更新計画) に基づく計画  ・個別施設計画 (維持管理・更新計画) に基づく計画	<b>设]</b> -よる支援」及び「Ⅵ.  -よる支援」及び「Ⅵ.  - C C プログラム)を港	4. 個別施設計画の策定・推送 4. 個別施設計画の策定・推送	<b>生」の取組を継続</b>				
<ul> <li>「VI. 1. 点検・診断/修繕・更新等 ○交付金等に</li> <li>港湾施設]</li> <li>所管者としての取組</li> <li>「VI. 1. 点検・診断/修繕・更新等 ○交付金等に</li> <li>定期点検結果等を用いた維持管理計算プログラム(L</li> <li>国有港湾施設所有者としての取組</li> <li>・値別施設計画(維持管理計画及び予防保全計画)に</li> <li>・「VI. 5. 新技術の開発・導入」の取組を推進</li> <li>空港土木施設]</li> <li>所管者としての取組</li> </ul> 「VI. 1. 点検・修繕/修繕・更新等 ○交付金等に 空港土木施設] 所管者としての取組 「VI. 1. 点検・修繕/修繕・更新等 ○交付金等に 管理者としての取組 ・個別施設計画(維持管理・更新計画)に基づく計画 ・個別施設計画(維持管理・更新計画)に基づく計画	<b>设]</b> -よる支援」及び「Ⅵ.  -よる支援」及び「Ⅵ.  - C C プログラム)を港	4. 個別施設計画の策定・推送 4. 個別施設計画の策定・推送	<b>生」の取組を継続</b>				
管路施設、処理施設、ポンプ施語所管者としての取組  「VI. 1. 点検・診断/修繕・更新等 〇交付金等に  **と一次ででする。  **大変を対しての取組  「VI. 1. 点検・診断/修繕・更新等 ○交付金等に  定期点検結果等を用いた維持管理計算プログラム(L  国有港湾施設所有者としての取組  ・個別施設計画(維持管理計画及び予防保全計画)に ・「VI. 5. 新技術の開発・導入」の取組を推進  **アップをできます。  ・「VI. 5. 新技術の開発・導入」の取組を推進  「VI. 1. 点検・修繕/修繕・更新等 ○交付金等に  管理者としての取組  ・個別施設計画(維持管理・更新計画)に基づく計画  ・個別施設計画(維持管理・更新計画)に基づく計画  ・個別施設計画(維持管理・更新計画)に基づく計画  ・個別施設計画(維持管理・更新計画)に基づく計画  ・個別施設計画(維持管理・更新計画)に基づく計画  ・個別施設計画(維持管理・更新計画)に基づく計画	こよる支援」及び「VI. こよる支援」及び「VI. ことのプログラム)を港	4. 個別施設計画の策定・推進					
<ul> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li> <li>たった。</li></ul>	こよる支援」及び「VI. - C C プログラム)を港	4. 個別施設計画の策定・推進				1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
港湾施設] 所管者としての取組  「VI. 1. 点検・診断/修繕・更新等 〇交付金等に 定期点検結果等を用いた維持管理計算プログラム(L  国有港湾施設所有者としての取組  ・個別施設計画(維持管理計画及び予防保全計画)に ・「VI. 5. 新技術の開発・導入」の取組を推進  ア 連   空港土木施設] 所管者としての取組  「VI. 1. 点検・修繕/修繕・更新等 〇交付金等に 管理者としての取組  ・個別施設計画(維持管理・更新計画)に基づく計画	- CCプログラム)を港		<b>生」の取組を継続</b>				
定期点検結果等を用いた維持管理計算プログラム(L 国有港湾施設所有者としての取組 ・個別施設計画(維持管理計画及び予防保全計画)に ・「VI. 5. 新技術の開発・導入」の取組を推進  ア	- CCプログラム)を港		<b>進」の取組を継続</b>				
国有港湾施設所有者としての取組  ・個別施設計画(維持管理計画及び予防保全計画)に ・「VI. 5. 新技術の開発・導入」の取組を推進   空港土木施設]  所管者としての取組  「VI. 1. 点検・修繕/修繕・更新等 〇交付金等に  管理者としての取組  ・個別施設計画(維持管理・更新計画)に基づく計画	 	巻湾管理者に提供	i		:		
・個別施設計画(維持管理計画及び予防保全計画)に ・「VI. 5. 新技術の開発・導入」の取組を推進  フ 空港土木施設  所管者としての取組  「VI. 1. 点検・修繕・修繕・更新等 〇交付金等に 管理者としての取組 ・個別施設計画(維持管理・更新計画)に基づく計画	:基づく計画的な更新・				:		
・「VI. 5. 新技術の開発・導入」の取組を推進	:基づく計画的な更新・		 	i	 	 	 
空港土木施設] 所管者としての取組  「VI. 1. 点検・修繕/修繕・更新等 〇交付金等に  管理者としての取組  ・個別施設計画(維持管理・更新計画)に基づく計画		・改良を実施 	1	T	1	1	ı
管理者としての取組 ・個別施設計画 (維持管理・更新計画) に基づく計画							
		4. 個別施設計画の策定・推進	生」の取組を継続 				
・個別施設計画(維持管理・更新計画)に基づく計画				 	 	 	 
・「VI. 5. 新技術の開発・導入」の取組を推進	的な点検・診断、修繕	ie・史新を実施 	1		1	;	1
航空保安施設] 所管者としての取組			 		; ! ! ! !	i 	; ! ! !
地方空港管理者に対し、航空局及び地方航空局の保安		算を実施(無線施設/航空灯火)		ı	1	1	1
管理者としての取組							 
障害情報等のデータベース等を活用して適切な更新	寺期を決定(無線施設) 	)					
個別施設計画に基づく修繕等について、必要な予算を		拖設/航空灯火)					
8 鉄道 鉄道、軌道] <sub>所管者としての取組</sub>							
「VI. 1. 点検・修繕/修繕・更新等 〇交付金等に		4 個別施設計画の第字・推済	生しの取织を繰生				

#### 6. 予算管理(3/3)

0. 了异官坦								
~平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	¦ 平成29年度 ┆ (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	
〇基本計画ロードマップ [予算管理]	<b>CO</b> 1, 1, 2					(2010   1/2/)		
維持管理・更新費の将来見通しの	D相定			予算の平準	単化、投資の効率	区化に向けた取組	 且の実施	
作时已经 <b>艾</b> 初夏00初末光通00	7 Ib AC	 	 	!				
						るコスト縮減 よるコスト平準化 集約化による効率	的使用 等	
9自動車道			 		 	 	 	
[橋、トンネル、大型の構	<b>造物等</b> ]		 		 		; ; ; ; ;	
※該当無し						 		
⑩航路標識			 		 			
[航路標識] 管理者としての取組						 	 	
・個別施設計画(長寿命化計画)に基 ・「VI. 5. 新技術の開発・導入」の	とづく計画的な点検・診断、修繕・引 D取組を推進	更新を実施	ı	ı	I	I	I	$\geq$
① 公園			 			 	 	
[都市公園等]			 		 	1 	 	
所管者としての取組			 	į		 	 	
「VI. 1. 点検・診断/修繕・更新等	F 〇交付金等による支援」及び「V	Л. 4. 個別施設計画の策定・推進 <sub>.</sub>	の取組を継続	1	ı	ı	ı	$\geq$
管理者としての取組		 	 		 	1 	 	
個別施設計画(維持管理・更新計画)	に基づく計画的な点検・診断、修繕	善・更新を実施 -				•	•	$\geq$
① 住 宅					 	1 	 	
[公営住宅]			 			 	 	
所管者としての取組			1 		 	 	 	
	「Ⅵ. 1. 点検・診断/修繕・更業	所等 ○交付金等による支援」及び ・	「VI. 4. 個別施設計画の策定・	推進」の取組を継続	ı	ı	ı	$\geq$
			1 		 	 	 	
13官庁施設			 		 	  - 	; ; ; ; ;	
[官庁施設]			 		 	 	 	
所管者としての取組			 		 	 	 	
各省各庁や地公体等に対し、保全業	務に係る費用算出について、引き	続き技術的支援を実施						>
「Ⅵ. 4. 個別施設計画の策定・推	進」の取組を継続							$\rangle$
「中長期における官庁施設の整備計	画」を策定	必要に応じて随時見直し						$\rangle$
管理者としての取組						 	 	
・個別施設計画に基づく計画的な点検・「VI.5.新技術の開発・導入」の	き・診断、修繕・更新を実施 )取組を推進 			:				$\rangle$
<b>4</b> 観測施設						 	1 1 1	
[測量標、気象レーダー	施設]			 		 	 	
必要な予算の安定的な確保に向けた	取組を推進				_			$\rangle$
		28					1	

### 7. 体制の構築(1/6)

~平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
基本計画ロードマップ [国の体制構築]	<b>3</b>						
資格・研修制度の充実 ・知見、ノウハウの集約・インララ管理者向け資格制度のチャル・インラーで理者向け資格制度のチャル・インラーでである。				制度の運用、	<u>!</u> - 3. 盖		
・インフラ管理者向け資格制度のチ ・外部有識者を交えた教育・研修制	E実  度の活用 等			101人0人在711人			
地公体等への支援 ・担談窓口の ・技術者の別 体制、制度の充実 ・修繕・更新	2設置、運用 低遣 などの代行制度の構築、運用 等				支援内容、体制	の見直し	
[地公体の体制構築]			 	i I I		 	
取組実態の再確認、(・国の支援 体制のあり方検討・民間/ウバ・新技術の	制度活用 ハウの活用 活用 等		体制の確保	Ŗ・充実 <b>(</b> ・組織・人員 ・アウトソー	を維持管理・更新 シング 等	部門に適正配置	
[維持管理等の担い手と	,	業)]	 	 	 	i I	
人材確保・育成に向けた制度等の	構築			才確保・育成に向けた]			
・ 点検技術者等の資格制度の充 ・技能労働者情報を管理・蓄積	,		 	(·必要 ·職業 ·建設	な技能習得を地域 訓練施設を活用し 業者就業者の処造	tが後押しする取組 たOFFーJT推進 遇改善	の推進 等
[維持管理等の担い手と		体等)]	i I	į	市民団体等によ	る維持管理を推	進せる取組の写
	等からの情報提供 を機材の活用ルール等の明確化 等		1	1	421年4四211		進9 る収和の ラ
)道 路 <sup>道路施設]</sup>			 		 	 	
所管者としての取組					! ! ! !	 	
技術者の確保・育成	点検・診断等に関する民間資格に ついて評価する資格制度を検討	資格制度を検討・充実	1	1	<u> </u>	 	
	点検・診断の知識、技能、実務経験	食を有する技術者を確保するための	資格制度を検討				
「VI. 1. 点検・診断/修繕・更新 <sup>2</sup>	等 ○研修・講習の充実」の取組を打	<b>推進し、技術者の育成を継続</b>					
管理者等の相互連携の強作	;		 	 	 	 	
	国・都道府県・市町村から構成され	ルる支援組織を都道府県毎に設置し. 	、市町村を対象に技術的支援を実 	施 —			
	メンテナンス業務について、地域単						
	橋梁等の点検・診断等に関し、社会		1	1	度を構築 		
	地公体が管理する高度な技術を要す		1	1	ı		
	重要性・緊急性の高い橋梁等は、利		I	i速道路会社が定期点 	検や修繕等を代行 -	することを検討	
地公体支援のため、国の研究所、各b 			I	1	I	1	
	橋梁等の点検や修繕等について、写 重大な事故発生直後より、	<b>においている 技術者の登録等によ</b>	り現場での有効沽用を検討		I I		
	地公体の要請に応じて、原因の 究明や再発防止策等を検討する 常設の第三者委員会を設置				 	 	
国民等の利用者の理解と協			 		 	 	
	橋梁等の老朽化の状況、点検・診断			,			
「道路の老朽化対策に向けた大型車両	橋梁の現地見学会、各地域における	6 産字官の連携による橋守制度の取 	1	こついての理解と協働	の取組を推進	1	
通行の適正化方針」の策定・公表		用者に対する許可手続きを簡素化、		 	 	I I I	
<sup>管理者としての取組</sup> 技術者の確保・育成			 	 	 	 	
	点検・診断等に関する民間資格に ついて評価する資格制度を検討	資格制度を検討・充実	i	i	i	i	
	点検・診断の知識、技能、実務経験	<b>倹を有する技術者を確保するための</b>	資格制度を検討 -	1	Т	Т	
「VI. 1. 点検・診断/修繕・更新	等 〇研修・講習の充実」の取組を	推進し、技術者の育成を継続 <b>ク</b> ワ	)				

### 7. 体制の構築(2/6)

/ .   中   ロリマノ    中	宋(2/0)							
~平成25年度 ( <b>2013</b> 年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	│ 平成29年度 │ (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	
○基本計画ロードマップ	(201 <del>4-1)</del>	(2013-4-1-4-7	(2010-4-)-5/	(2017-195)	(2010 <del>-1</del> ) <del>2</del> )	(201 <del>3-1-12</del> )	(2020-1-5)	
[国の体制構築]						 	 	
資格・研修制度の充実 ・知見、ノウハウの集約 ・インフラ管理者向け資格制度のデ ・外部有識者を交えた教育・研修制	E実 川度の活用 等			制度の運用、	改善			
地公体等への支援 ・相談窓口の 体制、制度の充実 ・修繕・更新	D設置、運用 K進 などの代行制度の構築、運用 等				支援内容、体制	の見直し		
[地公体の体制構築]	などの代行制度の構築、運用等	i		i I		i i	i I	
取組実態の再確認、(・国の支援 体制のあり方検討・民間/ウバ・新技術の	制度活用		体制の確保・	- - (・組織・人員 充実 (・アウトソー	を維持管理・更新	部門に適正配置	1	
[維持管理等の担い手と		*業)]		1		<u> </u>	1	/
人材確保・育成に向けた制度等の			人材研	産保・育成に向けた!	Q組の実施			$\rangle$
・ 点検技術者等の資格制度のガ ・技能労働者情報を管理・蓄積	E実 する仕組みの検討 等		<del>-</del>	· 必要 · 職業	な技能習得を地域 訓練施設を活用し 業者就業者の処過	だが後押しする取組 たOFFーJT推進 思改善	の推進等	
[維持管理等の担い手と		]体等)]		( ÆIX	末台別末台のだだ I	 	* /	
市民団体等の活用 (・管理者 ・人材・資	等からの情報提供 質機材の活用ルール等の明確化 等				市民団体等によ	る維持管理を推	進する取組の実	施
②河川・ダム					<u> </u> 	<u> </u> 	 	
[河川管理施設、ダム]				 		1 1 1 1 1	 	
所管者としての取組 管理者とし	ての取組	1		 		 	 	
○技術者の確保・育成	点検・診断等に関する民間資格(	資格制度を検討・充実		1		I I		
   高度な技術力を有する国の技術者に。	ついて評価する資格制度を検討							<
「VI. 1. 点検・診断/修繕・更新等		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1	1	ı	ı	
○管理者等の相互連携の強化				1 1 1	 	I I I	 	
地公体との会議等を活用して情報共和		1		1	I	I	ı	
○国民等の利用者の理解と協	働の推進					i i		
河川協力団体制度の		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	カ等、市民団体等との連携強化を推	<u>-</u> :進				
③ 砂 防 [砂防設備]						 		
所管者としての取組						 	 	
○技術者の確保・育成	点検・診断等に関する民間資格に			 		 		l
	ついて評価する資格制度を検討	具俗制度を検討・元夫		1	ı	I	I	
「VI. 1. 点検・診断/修繕・更新等		推進し、技術者の育成を継続		1		T 1	 	1
〇管理者等の相互連携の強制 各種会議において点検、維持管理に係						1		
○国民等の利用者の理解と協				i i i	 	1 1 1	 	
地元住民の維持管理への参画が促進る		周知、共有		1	ı		1	\ /
○国の施工管理者としての取	組			 	 	 	 	
年一回程度の定期点検を実施するため	りに必要な体制を維持							\ /
都道府県との調整会議や協議の場等を	と活用し、情報共有を継続							
		30		1		 		
		50		!		1		

## 7. 体制の構築(3/6)

	一大   一大   一大   一大   一大   一大   一大   一大						
~平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
○基本計画ロードマップ	<u>(2017-178</u> )	(2010-1)¥)				(2013   192)	(2020 - 12)
[国の体制構築]				!	! !	! !	
資格・研修制度の充実 (・知見、/ウハウの集約 ・インフラ管理者向け資格制度の充 ・外部有識者を交えた教育・研修制	た実 川度の活用 等			制度の運用、	改善改善	:	
( +D=1/100 D D	D-1.22 /2 II				去摇虫家 休制	の日本に	•
地公体等への支援 : 相談窓口の 体制、制度の充実 · 修繕・更新	D設置、運用 N遣 などの代行制度の構築、運用等				支援内容、体制	の兄直し	
[地公体の体制構築]				i 	 	 	
取組実態の再確認、(・国の支援 体制のあり方検討・民間ノウバ ・新技術の	制度活用 \ウの活用 活用 等		体制の確保・	充実 (・組織・人員 ・アウトソー	を維持管理・更新 シング 等	部門に適正配置	
[維持管理等の担い手との	の協力関係構築(民間企	業)]				 	
人材確保・育成に向けた制度等の	構築		人材码	催保・育成に向けた 	Q組の実施 -		
<ul><li>・点検技術者等の資格制度の充 ・技能労働者情報を管理・蓄積で</li></ul>	た実 する仕組みの検討 等			· 必要 · 職業 · 建設	な技能習得を地域 訓練施設を活用し 業者就業者の処理	が後押しする取組 たOFF-JT推進 B改善	の推進等
[維持管理等の担い手と	の協力関係構築(市民団	体等)]	 		 	 	
市民団体等の活用 (・管理者: ・人材・資	等からの情報提供 を機材の活用ルール等の明確化 等				市民団体等によ	る維持管理を推	進する取組の実
管理者としての取組				1	 	: 	
○技術者の確保・育成	点検・診断等に関する民間資格に	     資格制度を検討・充実	!	1	 	1	
年一回程度の定期点検を実施するため	ついて評価する資格制度を検討	XIII TIX CIXII YUX		I	I	I	
				T		ı	
「VI. 1. 点検・診断/修繕・更新等 〇管理者等の相互連携の強化	_	重進し、技術者の育成を継続 	1	1	T I	1 1	
都道府県との調整会議や協議の場等を	•		1	1	I	I	
[地すべり防止施設、急	個斜地崩撞防止施設	1				 	
所管者としての取組		<b>\ _</b>			 	 	
※砂防設備と同様				1		1 1 1	
4 海 岸					 	 	
[海岸保全施設]					 	1 1 1 1	
所管者としての取組						 	
○技術者の確保・育成	点検・診断等に関する民間資格に	     資格制度を検討・充実	i	i	i	i	
「VI. 1. 点検・診断/修繕・更新等	ついて評価する資格制度を検討		:	:	:	:	
○国民等の利用者の理解と協		EEC、 X側石の自成で極州	1	1	I I	I I	
海岸協力	団体制度 海岸協力団体の 認定基準の検討	ー 海岸管理者と海岸協力団体の連携	- <mark>-</mark> :を強化するための取組を推進	-			
の創設				 	 	 	
⑤下水道						 	
[管路施設、処理施設、	ポンプ施設]					1 1 1 1	
所管者としての取組 〇技術者の確保・育成						 	
の政門名の確保 有成	点検・診断等に関する民間資格に ついて評価する資格制度を検討	資格制度を検討・充実	•	•			
○管理者等の相互連携の強化				i I I	 		
	広域連携・広域支援等の推進に向け	ナた検討		1	1	1	
〇担い手確保に向けた環境整 「下水道事業における公共施設等	<mark>備</mark>			1	 	 	
運営事業等の実施に関する ガイドライン(案)を策定	PPP/PFIに取り組む地公体へ	への支援を継続					
○国民等の利用者の理解と協				1		1	
	施設の現地見学や出前講座等による	る広報活動に係る取組を継続 3:	1	;		:	

### 7. 体制の構築(4/6)

	宋(4/0)						
~平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
基本計画ロードマップ			(2515 + 7,2)				
[国の体制構築]		 	 			! !	
資格・研修制度の充実 ・ 知見 ノウハウの集約				制度の運用、	<b>小羊</b>		
資格・研修制度の充実 (・知見、ノウハウの集約 ・インフラ管理者向け資格制度のチ ・外部有識者を交えた教育・研修制	⋶実 川度の活用 等			耐及の連用、	以普		
					•	<u>-</u>	
地公体等への支援 · 相談窓口の ・技術者の別 体制、制度の充実 · 修繕・更新	2設置、運用 K遣 などの代行制度の構築、運用 等				支援内容、体制	の見直し	
 [地公体の体制構築]		i		i	 	 	
			<del>.</del>	(.組織. ) 昌	を維持管理・更新	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	•
取組実態の再確認、(・国の支援 体制のあり方検討 ・民間ノウバ・新技術の	制度活用 Nウの活用 活用 等		体制の確例	・充実し・アウトソー	シング等		
[維持管理等の担い手と	の協力関係構築(民間企	業)]		 	 	 	 
人材確保・育成に向けた制度等の	構築		人村	確保・育成に向けた	取組の実施		
・点検技術者等の資格制度の充・技能労働者情報を管理・蓄積	E実 まる什組みの検討 第			· 必要	ー な技能習得を地域 訓練施設を活用し は業者就業者の処態	が後押しする取組 たOFFーJT推進	の推進
[維持管理等の担い手と		<mark>-</mark> ]体等)]	 	(・建設	(乗者 ) (集者 ) (集者	型以告 !	等  丿
			I	ı	市民団体等によ	る維持管理を推	進する取組の事
市民団体等の活用(・人材・資	等からの情報提供 「機材の活用ルール等の明確化 等	<u> </u>	I I	 	1	I I	
<b>⑥ 港 湾</b>		 	1 	 	 	1 1 1	 
港湾施設]		 	 		 	1 1 1	 
所管者としての取組		 	1 		 	I I I	 
)技術者の確保・育成	点検・診断等に関する民間資格に	資格制度を検討・充実			1	I I	
	ついて評価する資格制度を検討		ı	T	T	ī	I
し「Ⅵ. 1. 点検・診断/修繕・更新等 )管理者等の相互連携の強⑴		推進し、技術者の育成を継続	i	i	i	i	 
】目 垤 旬 寺 07 桁 丘 建 房 07 強 Ⅱ 【 【各種会議等において、点検・維持管理		!		!	!		
**************************************	ᄼᅭᆉᅘᄖᄆᄽᇬᆉᄺᆌᅕᅕᅑᇎ	고 ·	18440822244	1 1 4	1	1	1
港湾管理者支援のため、国の研究所、		及び港湾事務所等の体制強化や、専門	□的知見を有する職員の育成を継 -	· 統	! !	I I	I I
)国民等の利用者の理解と協 		!	!	!	!	!	
国有港湾施設所有者としての取組		1	 	 	 	I I	I I
)技術者の確保・育成			 	 	! ! !	 	 
	点検・診断等に関する民間資格に ついて評価する資格制度を検討	資格制度を検討・充実			1		
「VI. 1. 点検・診断/修繕・更新等	等 〇研修・講習の充実」の取組を	推進し、技術者の育成を継続					
- )管理者等の相互連携の強(l	;	1	 	 	 	1 	 
港湾管理者と協働で、港湾単位の維持	寺管理・更新計画である予防保全計 -	画を策定・更新 ∵	:		:	:	
<b>*</b> **						 	
⑦ 空 港							
空港土木施設]  所管者としての取組 管理者とし	ての取組	 		 	 	 	
)技術者の確保・育成	-77044			 	 	 	 
	点検・診断等に関する民間資格に ついて評価する資格制度を検討	資格制度を検討・充実					
「VI. 1. 点検・診断/修繕・更新等		推進し、技術者の育成を継続					
し )管理者等の相互連携の強(l	;	i i		 	 	 	
産学官の各主体が有する維持管理に係	系る技術的知見、ノウハウ(経験知	ーーーー )等を共有し、情報交換と連携・支持					
航空保安施設]		 	 	 	 	 	
所管者としての取組管理者として	ての取組			 	 	 	
)技術者の確保・育成     「Ⅵ. 1. 点検・診断ノ修繕・更新等	幸 ○研修・講習の帝宝』の取組た	    推進   技術者の育成を継続		l l	1		
· VI. · · 杰沃 · · · · · · · · · · · · · · · ·	」 しゅ 呼自いルス」の収値で	推進し、投票者の育成を軽税 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		!	I.	I	I

#### 7. 体制の構築(5/6)

~平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		平成30年度		
(2013年度)	(2014年度)	(2015年度)	(2016年度)	(2017年度)	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)
基本計画ロードマップ [国の体制構築]			 		 	 	
資格・研修制度の充実 ・知見、ノウハウの集約 ・インフラ管理者向け資格制度の充 ・外部有識者を交えた教育・研修制	S実 度の活用 等			制度の運用、	改善		
地公体等への支援(:担談窓口の	登設置、運用 が道 などの代行制度の構築、運用 等				支援内容、体制	 の見直し	
•	などの代行制度の構築、運用等						
[地公体の体制構築]				( 1500 ) 5			
取組実態の再確認、(・国の支援: 体制のあり方検討 ・新技術の)			体制の確	保・充実し・組織・人員・アウトソー・	を維持管理・更新 シング 等	部門に適正配置	
[維持管理等の担い手と		業)] ————————————————————————————————————	Α.	材確保・育成に向けた耳	D組の実施		
人材確保・育成に向けた制度等の	構築			1		· - 15/4 tm   -1 7 Fn 40	O### >
・点検技術者等の資格制度の充・技能労働者情報を管理・蓄積		21 Abr. 9	 	・職業・建設	は技能督侍を地場 訓練施設を活用し 業者就業者の処選	が後押しする取組 たOFFーJT推進 <sup>退</sup> 改善	等
[維持管理等の担い手と		体等)]	1	Ì		7 //LL 00 TILL 1/L	`*
市民団体等の活用(・管理者・ ・人材・資	等からの情報提供 機材の活用ルール等の明確化 等			1	市民団体等によ	る維持管理を推	進する取組の
8 鉄道 鉄道、軌道、索道] 所管者としての取組							
鉄道事業者等における施設等の維持	<u></u> 管理・更新状況が的確であるかを確認	はずる保安監査について、監査の方派	<mark>!</mark> 去及び組織体制の強化・充実	!	!	!	
技術者の確保·育成			I I	 	 	I I I	
「VI. 1. 点検・診断/修繕・更新等	∮ ○研修・講習の充実」の取組を推	進し、技術者の育成を継続		·			
<ul><li>9自動車道</li><li>橋、トンネル、大型の様</li><li>該当無し</li></ul>	<b>造物等</b> ]						
<b>1) 航路標識</b> 航路標識] 管理者としての取組							
技術者の確保・育成	航路標識の附属施設について、準拠		· . 運用	'	ı	ı	
① 公 園等 都市公園等] 所管者としての取組							
)技術者の確保・育成	点検・診断等に関する民間資格に ついて評価する資格制度を検討	資格制度を検討・充実	i	i		i	
「VI. 1. 点検・診断/修繕・更新等							
管理者等の相互連携の強化						i I	
地公体へ情報提供する機会を設け、点							
担い手確保に向けた環境整	備		 	 	 	 	
地公体等に対し、民間活用(指定管理	者制度等)の取組等を通じた効率的な	*管理について、情報提供					
管理者としての取組 )技術者の確保・育成			1 		1 	 	
1.7 日 7.1世 14. 日 1次	点検・診断等に関する民間資格に ついて評価する資格制度を検討	資格制度を検討・充実					
管理者等の相互連携の強化				i i	 	 	
	等を活用し、情報提供を継続						

#### 7. 体制の構築(6/6)

/. 体制の構	梁(6/6)						
~平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
○基本計画ロードマップ	(2014-1-1-5)	(2013-1-1-2)	(2010 <del>-1-)</del>	(2017-1-15)	(2010-1)-	(201 <del>3-1)</del>	(2020-1-1-)
[国の体制構築]		 		 	 	 	
資格・研修制度の充実 ・知見、ノウハウの集約 ・インフラ管理者向け資格制度の充 ・外部有識者を交えた教育・研修制	7 🖶			制度の運用、	改善		·
・外部有識者を交えた教育・研修制	で表   度の活用 等   			:	:	; <u> </u>	
地公体等への支援 ・相談窓口の 体制、制度の充実 ・接続・更新	D設置、運用 派遣 などの代行制度の構築、運用 等				支援内容、体制	の見直し	`
[地公体の体制構築]	などの代行制度の構築、連用等	i		i	  -	i	
		ı	<u>-</u>	(.细维. ) =	を維持管理・更新	· · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
取組実態の再確認、(・国の支援 体制のあり方検討・民間ノウル ・新技術の	制度活用 \ウの活用 活用 等		体制の確保 	・充実 (・アウトソー	シング 等		
[維持管理等の担い手との	の協力関係構築(民間企	業)]			 	i !	
人材確保・育成に向けた制度等の	構築		人材	確保・育成に向けた! 			
・ 点検技術者等の資格制度の充・技能労働者情報を管理・蓄積で	定実 する仕組みの検討 等			· 必要 · 職業 · 建設	な技能習得を地域 訓練施設を活用し 業者就業者の処過	tが後押しする取組 .たOFFーJT推進 遇改善	の推進等
[維持管理等の担い手と	の協力関係構築(市民団	体等)]			 	 	
市民団体等の活用 (・管理者: ・人材・資	等からの情報提供 登機材の活用ルール等の明確化 等				市民団体等によ	る維持管理を推	進する取組の実施
① 住 宅		 	 		1 	 	
[公営住宅、公社賃貸住	字 IID售貸仕空]				 	 	
所管者としての取組	七、〇八頁頁正七)				 		1
○管理者等の相互連携の強化	t	 	 		 	 	 
地公体等が構成する「公共住宅事業者		体間の情報共有を継続	i	i	i	i	
○担い手確保に向けた環境整				!	! !	! !	
公営住宅における民間活用の取組等を	を通じた効率的かつ的催な点検・維持	宇管埋等の推進	1	1	I I	I I	
③官庁施設		 			1 1 1 1	 	1 1 1
[官庁施設]					! ! ! !	! ! !	 
所管者としての取組		 	 		 	 	 
○技術者の確保・育成 各省各庁において、施設保全責任者だ	が記案され、 収入や道は生成が立て	カストス伊会や道太引き結ち宝佐			 		
		1		1	1		
「VI. 1. 点検・診断/修繕・更新等		推進し、技術者の育成を継続 <mark>-</mark>	 	-	I I	I I	
○管理者等の相互連携の強化 「VI. 1. 点検・診断/修繕・更新等		<mark>'</mark> 継続し、管理者等の相互連携を強化	ı	ļ	!	!	!
管理者としての取組		 			I I	i I	
〇技術者の確保・育成					; 	; ; ; ;	 
管理する全ての官庁施設で施設保全	責任者を設置				 	 	
「VI. 1. 点検・診断/修繕・更新等	∮ ○研修・講習の充実」の取組を持	推進し、技術者の育成を継続					
					! 	! ! !	
14 観測施設					1 1 1 1	 	
[測量標、気象レーダー	施設]				 	! ! !	
※該当無し					 	 	
横断的な取組					 	 	
○担い手確保に向けた環境整	備			1	 	 	1
建設産業活性化会議における中間とり	<b>建設産業にとっ</b>	て魅力ある環境整備の総合的な検討	・実施・推進				
維持管理PPP/PFIの事例集の	維持管理PPP/PFIのモデル	室件形成の重占支操の実施		\	 	 	
作成	#性対旨性アドア/アド1のモナル	<sup>条件形成の重点支援の実施</sup> 34		1			

#### 8. 法令等の整備(1/2) 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 ~平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 (2013年度) (2014年度) (2015年度) (2016年度) (2017年度) (2018年度) (2019年度) (2020年度) [基準類、法令等の整備] 見直された基準・マニュアル等に 個別施設毎の基準・マニュアル等の見直し 基づき運用 蓄積された知見・ノウハウに基づき見直し (評価尺度の統一、新技術の導入等) ① 道 路 [道路施設] ・道路法、道路施行令、道路法施行規則及び告示・通達等の所管法令等を適切に運用 ・本計画に基づく取組を進める中で必要となる制度や法令等について検討・整備 〇道路法 道路法施行規則等の施行により、 道路法等の改正により、 5年に1回、近接目視を基本と 予防保全の観点も踏まえて道路の する点検を規定、健全度の判定 点検を行うべきことを明確化 区分を4つに区分 ○道路整備特別措置法・高速道路機構法(第186回国会に法案を提出中) 高速道路機構・高速道路会社間 の協定と、高速道路機構の業務 実施計画に更新事業を明記 更新需要に対応した新たな料金 徴収年限の設定 ②河川・ダム [河川管理施設、ダム] ・河川法、河川法施行令、河川法施行規則及び関連する告示・通達等の所管法令等を適切に運用 ・本計画に基づく取組を進める中で必要となる制度や法令等について検討・整備 〇河川法 H25.6 ~ H25.12 政省令の改正 河川法改正 (点検の規定 (技術基準の の整備) 規定) 許可工作物の設置者に対し、技術的基準を踏まえた指導を実施 砂防 [砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設] ・砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律並びに関連する政省令及び告示・通達等の所管法令等を適切に運用 ・本計画に基づく取組を進める中で必要となる制度や法令等について検討・整備 4 海 岸 ・海岸法、海岸法施行令、海岸法施行規則及び関連する告示・通達等の所管法令等を適切に運用 ・本計画に基づく取組を進める中で必要となる制度や法令等について検討・整備 〇海岸法 ・海岸管理者の海岸保全施設に関する維持・修繕の責務を明確化 ・予防保全の観点から維持又は修繕に関する技術的基準を策定 ・海岸協力団体の指定による地域の実情に応じた多岐にわたる

#### 海岸管理の充実

⑤下水道

[管路施設、処理施設、ポンプ施設]

・下水道法、下水道法施行令、下水道法施行規則及び関連する告示・通達等の所管法令等を適切に運用

・本計画に基づく取組を進める中で必要となる制度や法令等について検討・整備

#### **⑥ 港 湾**

#### [港湾施設]

・港湾法、港湾法施行令、港湾の施設の技術上の基準を定める省令及び関連する告示・通達等の所管法令等を適切に運用 ・本計画に基づく取組を進める中で必要となる制度や法令等について検討・整備

#### ○洪浹洪

港湾法改正(点検の規 定の明確化等) の改正

35

#### 8. 法令等の整備(2/2) ~平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 平成28年度 (2013年度) (2014年度) (2015年度) (2016年度) (2017年度) (2018年度) (2019年度) (2020年度) [基準類、法令等の整備] 見直された基準・マニュアル等に 個別施設毎の基準・マニュアル等の見直し 基づき運用 蓄積された知見・ノウハウに基づき見直し (評価尺度の統一、新技術の導入等) ⑦ 空 港 [空港土木施設、航空保安施設] ・航空法、航空法施行令、航空法施行規則及び関連する告示・通達等の所管法令等を適切に運用 ・本計画に基づく取組を進める中で必要となる制度や法令等について検討・整備 8 鉄道 [鉄道、軌道、索道] ・鉄道営業法、鉄道に関する技術上の基準を定める省令及び関連する告示・通達等の所管法令等を適切に運用 ・本計画に基づく取組を進める中で必要となる制度や法令等について検討・整備 9自動車道 [橋、トンネル、大型の構造物等] ・道路運送法、自動車道事業規則及び関連する告示・通達等の所管法令等を適切に運用 ・本計画に基づく取組を進める中で必要となる制度や法令等について検討・整備 ⑪航路標識 [航路標識] ・所管法令及び関連する告示・通達等の所管法令等を適切に運用・本計画に基づく取組を進める中で必要となる制度や法令等について検討・整備 「都市公園等] ・所管法令及び関連する告示・通達等の所管法令等を適切に運用 ・本計画に基づく取組を進める中で必要となる制度や法令等について検討・整備 ① 住 宅 [公営住宅、公社賃貸住宅、UR賃貸住宅] ・建築基準法、公営住宅法、地方住宅供給公社法及び関連する告示・通達等の所管法令等を適切に運用 ・本計画に基づく取組を進める中で必要となる制度や法令等について検討・整備 13官庁施設 [官庁施設] ・官公庁施設の建設等に関する法律及び関連する告示・通達等の所管法令等を適切に運用 ・本計画に基づく取組を進める中で必要となる制度や法令等について検討・整備 ⑭観測施設 [測量標、気象レーダー施設]

36

・所管法令及び関連する告示・通達等の所管法令等を適切に運用

・本計画に基づく取組を進める中で必要となる制度や法令等について検討・整備